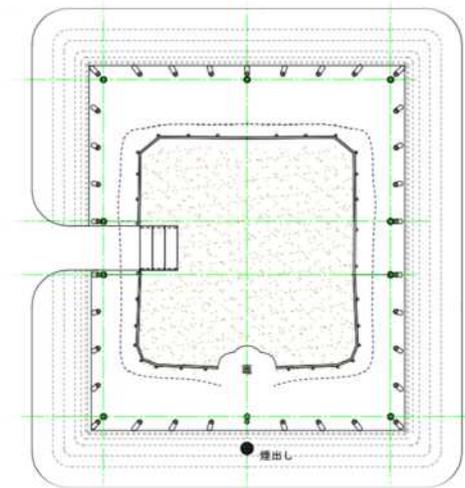


今宿遺跡復元住居等の再整備基本計画



2023

狭山市教育委員会

はじめに

今宿遺跡は、昭和44年(1969年)に日生さやま台団地を造成する際に、遺跡の内容を知るための第1次調査が実施されました。狭山市になってから初めての大規模調査であり、注目を集めながら調査は進んでいきました。そして、中間成果発表で奈良・平安時代の大集落の一端であること、近くの窯跡群に関連する歴史的意義の大きい遺跡であるとされたことをきっかけに、昭和44年(1969年)第2回狭山市議会臨時会において、今宿遺跡の保存についての緊急動議が行われるなど、遺跡保護の気運が醸成されました。そして、翌45年には訪れる方に遺跡発掘調査の成果を供覧する目的で、第16号住居跡の上に復元住居が設置され、その後、維持管理を継続してきました。

しかし、復元整備後50余年が経過し、特に復元住居は老朽化が進行し、見学時の安全性の低下が危ぶまれるに至り、加えて、外観が現在の学術的知見と乖離している等の課題も生じてきたため、これらの課題の解決を図り、学校教育の教材、生涯学習の場として活用を図ることを目的に、本再整備基本計画を策定することになりました。

本計画書は、史跡今宿遺跡の価値や魅力を解りやすく伝えるとともに、歴史文化の適切な継承と学習への活用ができる整備の内容についてまとめたものです。本計画に基づき、市民の皆様と共に史跡を守り、活用し、地域の誇りとなる史跡にしていきたいと考えております。

最後になりますが、篤志の方より、本事業の実施にあたりまして、多大なる寄附を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。賜りましたご厚志は、史跡整備に有効に活用させていただきます。また、本計画の策定にあたりまして、埼玉県教育委員会のご指導・ご助言、市民の皆様のご協力を賜りましたことを深く感謝いたします。

令和5年 月

狭山市教育委員会
教育長 滝嶋 正司

例 言

- 1 本書は狭山市広瀬台1丁目に所在する「記念物・史跡今宿遺跡」の再整備基本計画書である。
- 2 本計画書は狭山市教育委員会が取りまとめ、策定した。
- 3 本計画の策定に係る支援業務は有限会社歴史環境研究所に委託した。
- 4 本計画の策定に係る事務は狭山市教育委員会社会教育課が担当した。
- 5 本計画の周知にあたっては、狭山市立博物館と協力した。
- 6 本計画の策定にあたっては、下記の諸氏並びに諸機関からご教示、ご助言を賜りました。深く感謝の意を申し上げます（敬称略、五十音順）。
井上尚明 海野 聡 田中広明 中平 薫 宮瀧交二
公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課
- 7 本計画推進に当たり、日生さやま台自治会ならびに令和4年度自治会長の高垣一弘氏に大いにご協力を賜りました。厚く感謝の意を申し上げます。

目 次

1	基本計画策定の目的と位置づけ	1
	(1) 計画策定の沿革	1
	(2) 計画の目的	1
	(3) 計画の対象範囲とその位置	1
	(4) 計画策定の体制	2
	(5) 他の計画との関係	2
2	史跡の概要及び現状	5
	(1) 今宿遺跡の概要	5
	(2) 指定に至る経過	5
	(3) 史跡指定の内容	7
	(4) 指定後の現況と経過	13
3	再整備・活用のための課題の把握	21
	(1) 課題	21
	(2) 課題解決に向けての検討	22
4	再整備基本計画	35
	(1) 再整備の基本理念と方針	35
	(2) 遺構とその周辺の再整備計画	37
	(3) 遺構保存に係る計画	39
	(4) 地形に係る計画	39
	(5) 遺構に係る施設の再整備計画	40
	(6) その他諸施設等の再整備計画	46
	(7) 保存・継承・管理・活用計画	49
	(8) 再整備事業計画	52

1 基本計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画策定の沿革

狭山市指定 記念物・史跡 今宿遺跡は昭和 45 年（1970 年）に遺跡の一部保存と、遺跡発掘調査の成果を供覧する目的で整備された史跡です。特に第 16 号住居跡の上には復元住居が設置され、その後、維持管理を継続してきました。しかし、復元整備後 53 年が経過し、復元住居は老朽化が進行し、見学時の安全性の低下が危ぶまれるに至り、加えて、外観が現在の学術的知見と乖離している等の課題も生じてきたため、これらの課題の解決を図り、学校教育の教材、生涯学習の場として活用を図ることを目的に、本再整備基本計画を策定することになりました。

(2) 計画の目的

本計画は、史跡今宿遺跡の現状の把握を通して、史跡の本質的な価値を再評価するとともに明確化し、それらを適正かつ確実に保存し、学校教育の教材、生涯学習の場として活用を図るための基本的な考え方を定めること、また、その本質的な価値を損なうことなく次世代に継承するとともに、市民をはじめとする多くの人々に活用されることを目的として、再整備するものであり、本書はその整備の内容について示すものになります。

(3) 計画の対象範囲とその位置

本計画の対象地は、初期整備時の意向を尊重して、狭山市指定 記念物・史跡 今宿遺跡として指定されている範囲とします。なお、本計画では、計画対象範囲を「史跡今宿遺跡」・「史跡」と表記し、周知の埋蔵文化財包蔵地の全範囲を「今宿遺跡」または「遺跡」とし、区別します。



図 1 計画対象地の位置（※第 2 次狭山市緑の基本計画に加筆）

(4) 計画策定の体制

計画の策定にあたり、史跡今宿遺跡の保存、活用及び再整備に関する事項を検討するため、次に示す体制で事務等を進めました。

ア 学術的検討の体制

教育委員会生涯学習部社会教育課文化財担当職員が複数の学識経験者から助言を頂きながら学術的検討を進めました。また、史跡スペースの整備及び整備後の活用方法について、狭山市文化財保護審議会に情報や意見を頂きながら検討を進めました。

- | | | |
|-----------------|---------------------------|-----------|
| ・計画策定についての助言 | 立正・国土館大学文学部 | 井上尚明 講師 |
| ・建築史学的内容についての助言 | 東京大学工学部 | 海野 聡 准教授 |
| ・考古学的内容についての助言 | 公益財団法人
埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団 | 田中広明 調査部長 |
| ・考古学的内容についての助言 | 狭山市文化財保護審議会 | 中平 薫 審議員 |
| ・考古学的内容についての助言 | 大東文化大学文学部 | 宮瀧交二 教授 |
- ※敬称略、五十音順

イ 地域住民等の参画体制

地元自治会に地域に所在する史跡今宿遺跡の歴史的意義や整備された経緯を知っていただき、基本計画の策定段階から再整備、その後の活用への積極的な参加を得るため、地元説明会を開催し、史跡の活用について意見を求めました。また、地域学習や歴史学習で史跡の活用が見込まれる小学校の教育関係者から意見を頂きながら検討を進めました。

- | | | |
|---------|---------------|--------------|
| ・地元説明会 | 令和4年 11月 5日実施 | 日生さやま台自治会集会所 |
| | 令和4年 11月 6日実施 | 日生さやま台自治会集会所 |
| ・学校意見聴取 | 令和5年 1月 24日実施 | 狭山市立広瀬小学校 |

ウ 事務局

社会教育課文化財担当が事務局となり、再整備に係る計画の策定を進めるコンサルタント業者の選定、審議会、市民説明会等の庶務、狭山市立博物館との共催企画展における本計画の周知特設企画の企画及び実施事務を処理するとともに、総合的な調整を行いました。

(5) 他の計画との関係

計画策定にあたって、本計画の位置づけを明らかにするため、市施策の上位計画である第4次狭山市総合計画、これをうけた教育振興基本計画、まちづくりでは、都市計画マスタープランとの関係を次の通り、整理しました。

ア 第4次狭山市総合計画

狭山市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「第4次狭山市総合計画」に基づいてまちづくりに取り組んでいます。計画は、平成28年度から令和2年度までを前期基本計画、令和3年度から令和7年度までを後期基本計画として、本市の上位計画に位置付けられています。

総合計画では、本市が目指す将来像「緑と健康で豊かな文化都市」を実現するため、7つの章を掲げています。本再整備基本計画は、「5.教育文化～人を育み文化を創造するまちをめざして～」に位置付けた施策として、創造性豊かな文化の振興に該当します。この施策の主な取り組みとして、次の項目が挙げられます。

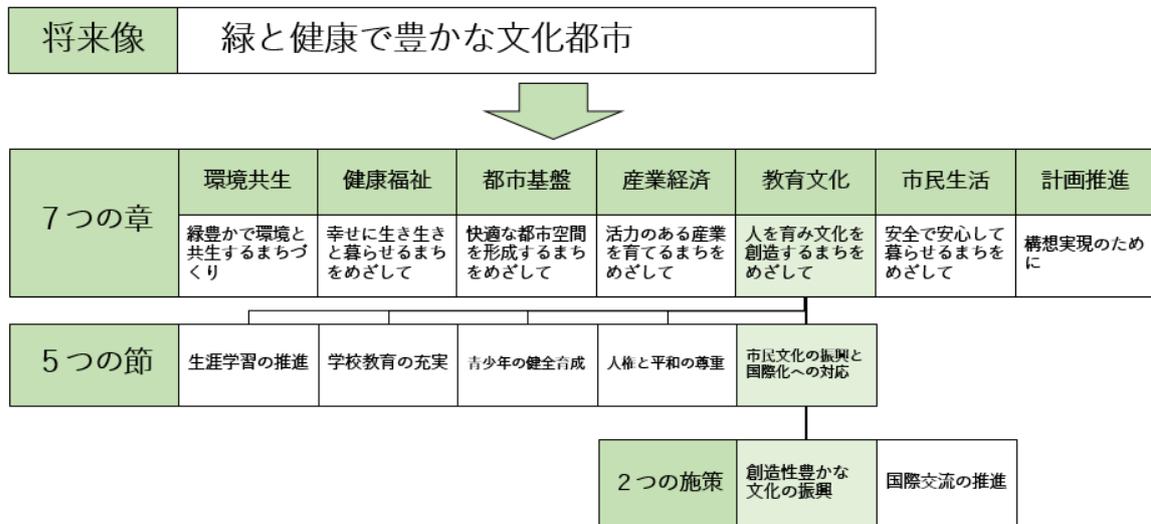


図2 総合計画における本計画の位置づけ

- ・郷土の歴史や伝統文化に対する理解を深め、文化財の愛護意識を高めるために、指定文化財の保護・継承と文化財関係資料の収集・保存・調査研究に取り組むとともに、これらの公開や歴史文化講座や文化財講習会等での活用を進めます。
- ・貴重な文化財を後世に残すために、文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組む団体の活動を支援します。

イ 第3次狭山市教育振興基本計画

狭山市教育委員会では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期狭山市教育振興基本計画」を策定しています。この計画は、「第4次狭山市総合計画前期基本計画」での実績や取り組みを踏まえた教育分野における上位計画です。

この教育振興基本計画では、狭山市が目指す教育の基本理念を「夢をかなえ 人をつくる狭山の教育」と定め、6つの基本目標を掲げています。

このうち本再整備基本計画と深く係わる基本目標は、V自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興であり、施策2 生涯学習の機会や場の充実に該当します。

基本理念 夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育



3つの 基本方針	生きる力を備え 未来へはばたく "さやまっ子"の育成	学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進	いつでも どこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツの振興

6つの 基本目標	I	II	III	IV	V	VI
	確かな学力と時代の変化に対応する力の育成	豊かな心の育成と健康・体力の増進	皆が高く魅力ある教育環境の充実	家庭や地域との絆づくりの推進	自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興	元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

3つの施策	生涯学習活動の支援体制の充実	生涯学習の機会や場の充実	生涯学習の成果の活用
-------	----------------	--------------	------------

図3 教育振興基本計画における本計画の位置づけ

ウ 第2次狭山市都市計画マスタープラン

本市では、令和22年までを計画期間とする「第2次狭山市都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりに取り組んでいます。この計画では、5つの基本理念を示し、本市が目指す将来都市像を「豊かに暮らし続けられるまち 狭山」としています。

これを実現するため、地域別構想では市域を8つに区分して、各地域の特性を踏まえた地区毎の将来像と具体的なまちづくりの方針を示しています。

史跡今宿遺跡の所在する水富地区は、その将来像を、「水辺にきらめく 活力とうるおいのあるまち 水富」と定めています。また、地区のまちづくりの目標4では、「自然資源や歴史資産を活かした地域の魅力づくり」を掲げており、史跡今宿遺跡はまちづくり方針図にも明記されています。

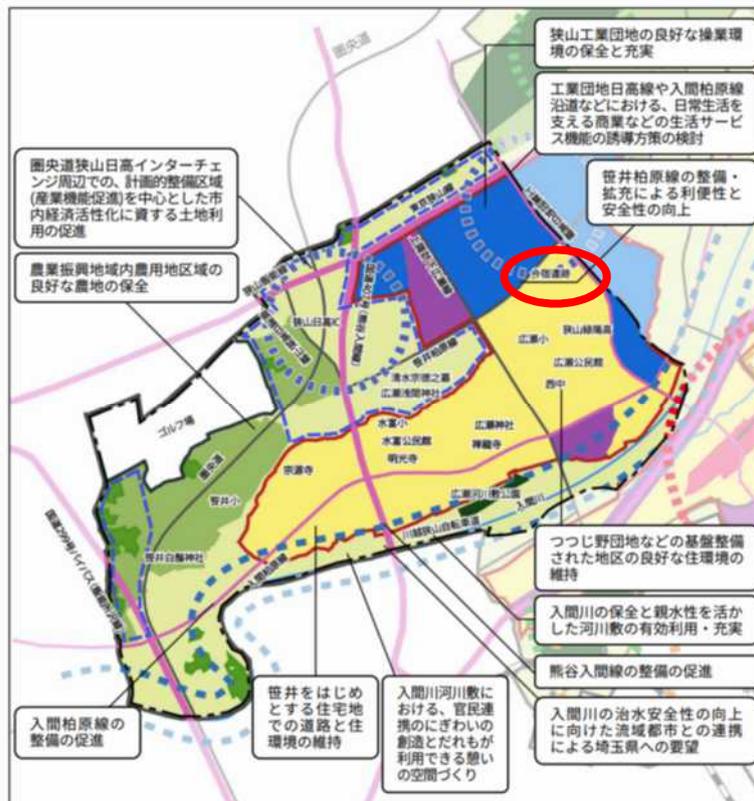


図4 都市計画マスタープランにみる史跡の位置付け

2 史跡の概要及び現状

(1) 今宿遺跡の概要

今宿遺跡は、狭山市広瀬台1丁目、2丁目地内、入間川左岸の通称入間台地上に立地する縄文時代早期から中期および奈良・平安時代の集落遺跡です。

遺跡の標高は北西端で67m、東端で56mを測り、緩やかな傾斜が認められます。南側の段丘下位面との境は急崖となり、比高差は12mを測ります。南西側には霞ヶ丘遺跡、東側に上広瀬古墳群が立地し、後者は今宿遺跡内に広がりを持つものと考えられます。



図5 今宿遺跡 (出典：狭山市遺跡地図 改変)

(2) 指定に至る経過

ア 上広瀬地区狭山団地整備事業前の調査

今宿遺跡は、狭山市上広瀬地区狭山団地(日生さやま台団地)宅地造成事業によって、78,610㎡(23,697坪)の畑(一部山林)を宅地化する際に造成事業着手前の昭和44年(1969年)4月22日から、全体的な確認調査が行われました。確認調査には、トレンチ(溝)方式が採用され、4つに分割された調査区全体に深さ0.5m程の溝を人力で何本も掘削して遺構の有無を確認していきました。その結果、奈良・平安時代の48軒の竪穴住居跡と、古墳1基、そして縄文時代遺構1基が検出され、本発掘調査が開始されました。なお、遺跡名「今宿」は、所在する土地の小字名から名づけられました。

イ 市制移行後初の第1次発掘調査とその成果

検出された遺構のほとんどは、奈良・平安時代の竪穴住居跡で、この内、いくつかの住居からは実に多くの須恵器が出土し、注目を集めました。

また、火災により消失した住居跡2軒が発見され、第24号住居跡からは、炭化したコメとヒエが出土し、第18号住居跡からは大量の炭化した建材が出土しました。奈良・平安時代の当地域の生活を詳しく知るための研究素材として、大変珍しいものとされました。

ウ 文化財保護意識の高揚と住居跡の復元案

調査も半ばの昭和44年(1969年)5月19日、第2回狭山市議会臨時会において、今宿遺跡の保存についての緊急動議が行われました。遺跡の解釈から始まり、住居跡の復元保存が提案され、加えて観光資源としての活用も意見として出されるなど、当時はかなり注目されていました。そして、発掘調査が終了してまもなく、奈良・平安時代住居の復元工事が始まりました。昭和44年(1969年)の第2回臨時会会議録には、「折角日の目をみたこの埋蔵の文化財でありますので、これをやみからやみへ葬ることなく、たとえその一部だけでも原形を止めて、すくなくとも狭山市の百年後、2百年後の市民のためにこれを保存するという心構えがあるならば、これは現在昭和40年代に生きた為政者の心掛けとしては誠に尊いものだろうと思います」との発言が残っています。(第2回臨時会(昭和44年5月19日)狭山市議会会議録より)

エ 復元する住居の選定

今宿遺跡からは48軒の住居跡が検出されましたが、その中でも綺麗に残っていた第16号住居跡が復元する住居に選ばれました。また、連なるように検出された第17号住居跡・18号住居跡も、芝生を張って規模がわかる形で保存することになりました。

オ 遺物や図面の精査

現場で作成した図面と遺物、周辺の遺構の情報もすべて総合して検討が進められました。そして、総合的に判断した結果、第16号住居跡の平面図から建物の規模を、第18号住居跡の遺物から建築材とその使用状況を、先行事例である桶川市の高井遺跡から構造を推測し、今宿遺跡の復元住居が設計されました。

カ 復元住居の完成と指定

昭和45年(1970年)6月、今宿遺跡第16号住居跡を基礎にした、棟の高さ4m、床面積15.2㎡、茅葺屋根、壁立式の木造の復元住居原寸大模型が完成しました。住居を復元し、実際に設置したというこの事業は、竣工当時、時代の一步先を行く進んだ文化財保護啓発事業であったといえるでしょう。また、発掘調査成果の地域史上の意義と復元住居が完成するに至るまでの保護の気運の高まりを重要視した教育委員会は、昭和51年(1976年)4月1日に、今宿遺跡の復元住居を含めた史跡スペースを市指定記念物・史跡に指定しました。

(3) 史跡指定の内容

指定名称：今宿遺跡〔記念物・史跡〕

所在地：狭山市広瀬台一丁目22番

指定面積：約695.7平方メートル

指定年度：昭和51年（1976年）4月1日

指定理由：市指定文化財指定の事前調査書である『狭山の文化財（第2集）』より抜粋

「この8万平方メートルに及ぶ今宿遺跡の調査の結果、縄文早期の炉穴1基、国分期の竪穴住居址47※基、円墳周溝1が確認さ

れました。住居址は2.8m×3.5mぐら

から7m×8mぐらゐの規模のもので、2軒切り合ったもの・拡張したと思われるもの

があり、あるいは火災を受けた2軒の址から炭化した材木・米・ヒエ等がでてきました。またいずれの住居址からもカマド（大部分が東側壁で一部北側）の跡が確認されています。出土品としては、大量の須恵器、土師器、あるいは灰釉陶器・カンザシや鉄鉗・大釘・鎌などの鉄製品、土錘、紡錘車などがあります。

とくにこの大量の須恵器の出土はこの今宿遺跡を特徴づけるものです。また須恵と土師の出土比率が7対3であるということもあわせ、今宿遺跡を他と区別するものです。この須恵器の率の高さと普及の度合いは抜群であり、須恵器が朝鮮から伝わったものであること、その製造のためには一定の技術と規模と専門集団等が考えられねばならないことに思いやってみれば、この今宿遺跡全体が、入間・比企地方に散在する高麗文化を強く受けた窯址群（その代表的なものは入間市にある新久窯址）と密接な関係にあったことは否めません。もしかすれば、古くから伝えられる「上広瀬窯跡」そのものと直接なんらかの関連のあった所であるかも知れません。なぜなら、この地は「850（嘉承3）広瀬神社、官幣社に列す〔文徳実録〕」という事実に示されるように、早くからひらけ、かつ朝鮮文化の影響を強く受けていたといわれているところだからです。

この今宿遺跡に重なり、あるいは連なる形で古墳群が見受けられます。横穴式の小規模なもので一部発掘調査されています。その調査されているものの1基をみてみますと、直径10m・高さ1mの扁平なもので、横穴式石室（人頭大の石室を積みあげてあり、タテ4m・巾2m・高さ1m）が確認されています。また天井石もあり、出土品としては鉄鏃・80cmの直刀・刀子2、それに銀・銅環があり、古墳末期の整然としたものです。

今宿遺跡にしても、古墳群にしても宅地や道路の開発にともなって発掘調査あるいは記録保存されるという経緯を辿って現在に至っているわけです。文化財をとりわけ埋蔵文化財を、開発を前提とした形でしか調査記録できないとすれば、考古学・歴史学上の収穫とはなりえても、文化財保護という面では片手落と言わざるを得ません。笹井から柏原にかけての入間川北岸台地上の遺跡の中から典型的なものをぜひ残したいものです。」

※47軒は誤りで48軒です。



図6 史跡指定範囲

ア 発掘調査成果の内容

今宿遺跡は、現在までに 33 回にわたる調査が実施されており、検出された遺構は住居跡 144 軒、掘立柱建物跡 40 棟、土塋 104 基、集石土塋 1 基、炉穴 1 基、溝 6 条、古墳 2 基等です。大半が奈良・平安時代の遺構ですが、小規模な縄文時代中期の集落の存在も確認されています。

第 1 次調査の際に史跡周辺で検出された竪穴住居跡は、8～9 世紀にかけてのもので、方形の平面形を持ち、規模は縦横とも 4m 前後が多く、中には 7m を超える大きなものもありました。出土遺物の主体は、須恵器・土師器ですが、灰釉陶器・緑釉陶器も出土しました。このほかに鋤・鎌といった鉄製農具や、刀子、鉄鏃、銅製の簪等が出土しています。また、焼失したと考えられる第 18・24 号住居跡からは、大量の炭化した建材や、炭化したコメとヒエ等が出土しました。

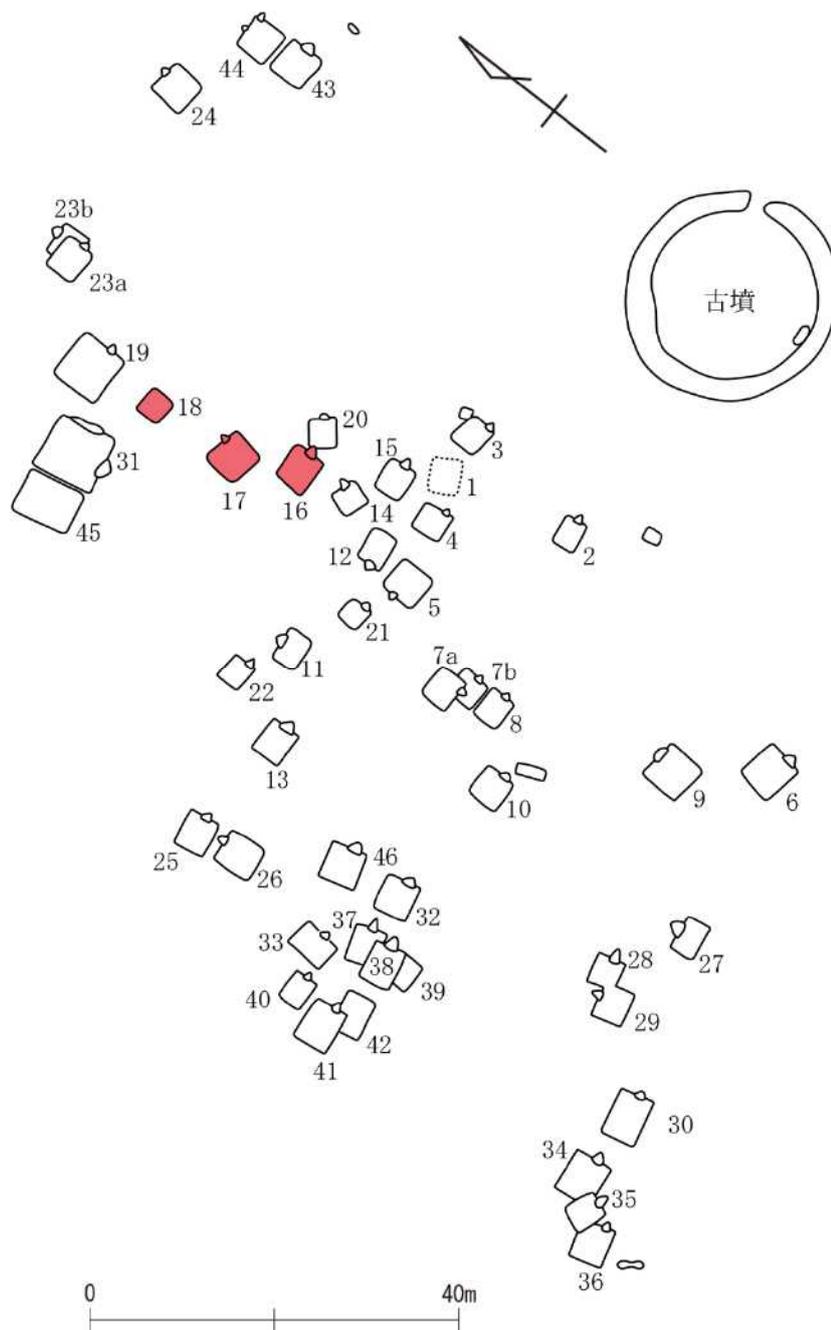


図 7 確認された集落跡（薄赤は本整備対象）

イ 第 16 号住居跡（今宿遺跡発掘調査報告書より抜粋）

本跡は、集落の中央やや北にて検出された。カマドが、第 20 号住居跡の西壁を一部切って構築されている。プランは概ね隅丸方形を呈する。規模は、東西 4.40m、南北 4.25m、床面積 13.6 m²をそれぞれ測る。主軸方位は N-100° -E を示す。

壁体は若干の傾斜を持って立ち上がり、約 35 cm であり、壁下には溝が幅 30~20 cm、深さ 8cm の規模でカマド部分を除いて巡る。床はロームの直床で、概ね水平である。柱穴は 4 か所検出された。いずれも住居跡の角に位置する。

カマドは東壁の中央に位置する。規模は、焚口より煙道先端までの長さが 1.8m、幅 1.2m をそれぞれ測る。壁外への掘り込みは約 0.9m 程である。

出土遺物

器種は、須恵器坏・甕、土師器甕・台付甕である。他に鉄製棒状品が出土している。

- 須恵器坏 破片総数 26 点。小型品(口径 12 cm 前後)で、底部糸切り後に回転篋削り調整を施す。破片も含めて、底部の回転篋削り調整を施すものが 8 割を占める。
- 須恵器甕 破片総数 7 点である。
- 土師器甕・台付甕 破片総数 34 点。脚台破片 1 点ある。
- 鉄製品 鍬か釘の柄と思われる。



図 8-1 第 16 号住居跡 全景写真

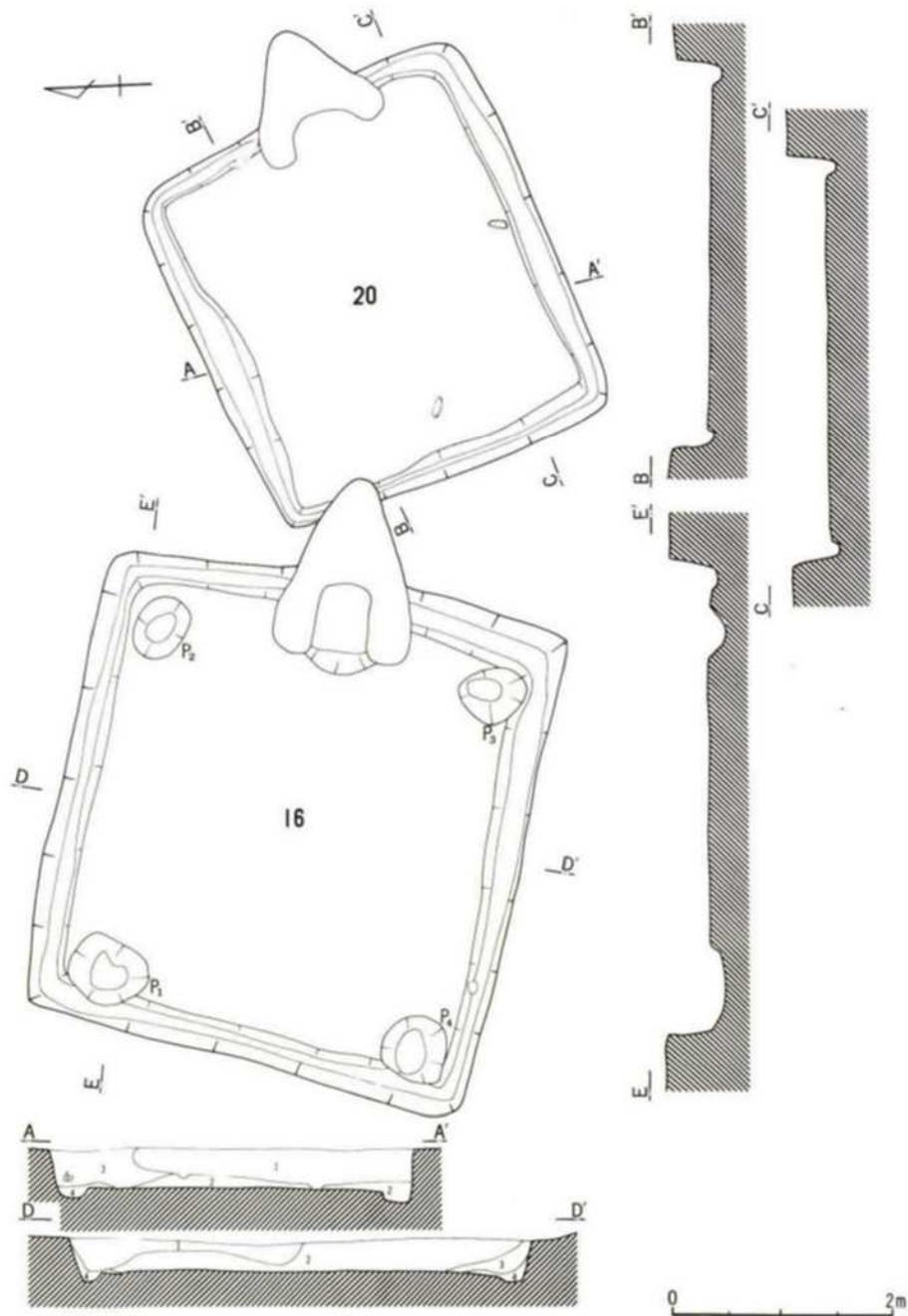


図 8-2 第 16 号住居跡 平面図

ウ 第 17 号住居跡 (今宿遺跡発掘調査報告書より抜粋)

本跡は、集落中央部より北に離れて検出された。プランは隅丸の正方形を呈する。規模は東西 4.80m、南北 4.40m であり、床面積は 18 m² である。主軸方位は N-27° -E を示す。壁体は概ね垂直に立ち上がり、約 30cm の高さを有する。壁溝はカマド部分を除き巡る。幅は 20 cm、深さ 8 cm を測る。床面はローム直床で、概ね水平である。柱穴は検出されなかった。カマドは北壁の中央に位置する。攪乱により大破している。

出土遺物

器種は須恵器
坏・蓋・甕、土師器
甕がある。すべて
細破片。

一須恵器坏 底部
すべて糸切りの
未調整である。

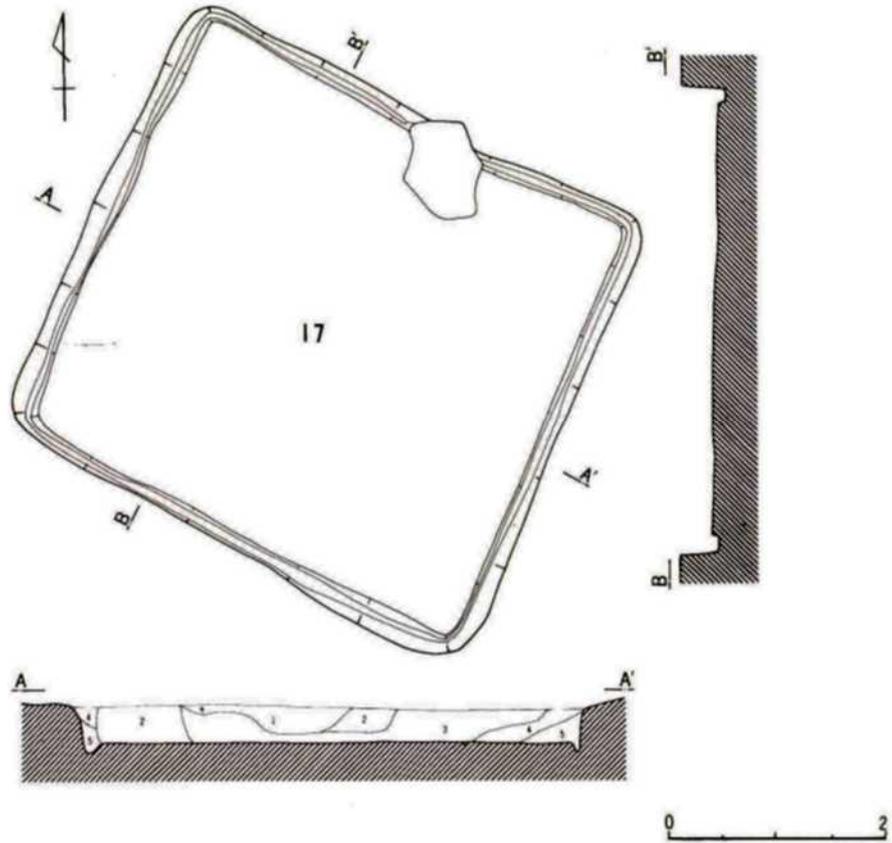


図9 第17号住居跡 平面図

エ 第18号住居跡 (今宿遺跡発掘調査報告書より抜粋)

本跡は、集落の北限に集まる住居群の中にて検出された。本住居跡より多量の炭化材が検出され、火災住居の様相を呈している。プランは概ね正方形を呈する。規模は東3.18m、南北3.00mであり、床面積は約7㎡を測る。主軸方位はN-19°-Eを示している。

壁体は若干斜めに立ち上がり、約25~35cmの高さで遺存している。壁溝は北東コーナーを除いて巡る。規模は幅20cm、深さ10cmを測り、床面は概ね平坦である。柱穴は検出されなかった。カマドは北壁の東コーナー部に位置する。

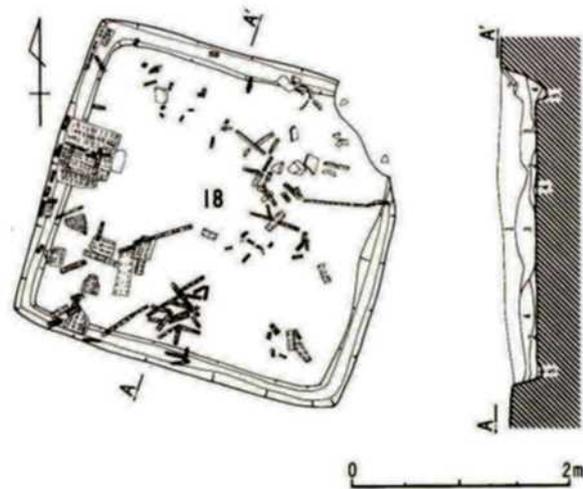


図10-1 第18号住居跡 平面図

本跡は火災によって焼失した住居で、炭化材が多数検出された。住居跡のセクション図には、2~4層として現われている。1層の堆積は、調査時の所見では、1層とその下部層とは明確に区別され、1層の下部が焼けていた点で、消火の為に投げ込まれたものであろうと考えている。

検出された炭化材は、丸材、板材、茅等である。板材は南西コーナー部付近に集中して検出された。丸材は太いもので8 cm、細いもので4 cmである。床面に密着するものは少なく、大半は間層がある。西壁の壁際には、2本の丸材が立った状態で検出されている。その太さは約5 cm前後である。その他特徴的なものには、壁に対して斜めに丸材が検出されるものが多い。そのほとんどは垂木^{たるき}であろう。

柱穴は、住居内外を問わず検出されておらず、柱が無い構造か、柱を埋め込まない構造であろう。茅は、西壁下には50cm四方の範囲で遺存していた。検出した茅の上には丸材がのっており、この茅が屋根が葺かれていたものではなく、敷かれていた可能性がある。

出土遺物

器種は、須恵器^{すゑぎ}環・蓋・高坏・甕^{かみ}・甗^や・鉢^{はち}・鉢^{はち}、土師器^{とじぎ}甕がある。

- 須恵器^{すゑぎ}環 破片総数 10 点、普通型(口径 13.5 cm前後)で、底部糸切り後に回転篋削り調整を施している。
- 須恵器^{すゑぎ}蓋 破片総数 2 点。うち 1 点は口縁が欠失しているが、おそらく折り返される形態であろう。
- 須恵器^{すゑぎ}高坏 破片総数 2 点。うち 1 点は平たい坏部に直立する口縁が付く。脚部は、欠失しているが、筒状を呈するであろう。
- 須恵器^{すゑぎ}甗 破片総数 1 点。多孔式で、焼成前に穿孔されている。
- 須恵器^{すゑぎ}鉢 破片では、甕との判別がつきにくい。1 点は口縁部に最大径を持つ器形であろう。
- 須恵器^{すゑぎ}甕 破片総数 49 点。このほとんどが同一個体と思われるが接合しなかった。1 点は口縁が大きく外反する器形で 6 号住居跡の出土遺物と同形態と思われる。
- 土師器^{とじぎ}甕 破片総数 32 点。この大半が、本米の甕で、うち 1 点は異質な土器である。器壁が厚く、口縁端部等に須恵器^{すゑぎ}甕の影響が認められる。



図 10-2 第 18 号住居跡 全景写真

(4) 指定後の現況と経過

ア 土地利用

施設名称：日生第4公園史跡スペース及び今宿遺跡復元住居等

既存設備：第16号住居復元住居1棟（棟高4m、床面積15.2㎡木造）、第17・18号竪穴住居跡遺構表示2か所、説明板2基、メタセコイア展示棟、フェンス、U字溝等

イ 史跡の現況

日生第4公園の一部が、史跡として指定されています。敷地は草地状（整備当初は芝生）を呈し、比高の小さい平坦な地形です。南側は道路側が史跡地より高く、ここには擁壁が設置されています。微細な高低差が伺える位置に排水溝を設置していますが、近年は土砂で埋没しており、機能は不全です。周囲はネットフェンスで囲い、東側に入口（通常は閉錠）を設けています。そのため、事前連絡により史跡スペース内の見学が可能ではあるものの、管理柵越しの見学が主体となっています。

敷地内には、第16号住居の復元住居と、第17・18号住居跡の竪穴を掘り下げる形で整備されています。また、敷地の北西には、昭和55年（1980年）からメタセコイア古木株を保存した展示棟が設置されています。



図 11 現況平面図

史跡スペースに整備された諸施設を遺跡整備、管理施設、園路広場整備等、情報施設に区分して現況を示すと、表1及び図12・13の通りとなります。

表 1 史跡内の主な構成物

遺構整備	管理施設	園路広場施設等	情報施設
第16号住居復元住居 第17号住居跡表示 第18号住居跡表示	管理柵・管理扉 U字溝 擁壁（南側） メタセコイア展示棟	芝生地（草地） サザンカ	今宿遺跡解説案内板 注意板 遺跡名称碑 （史跡スペース外）



遺構整備—第 16 号住居復元住居

復元形態は一部に補強材を加えていますが、基本的に当初整備の構造や形態を継承しています。

しかし、茅葺屋根にずれ等が生じている等、全体に経年劣化が見られます。また、住居の上屋構造等の諸研究が進展していることもあり、最新の知見を踏まえた形態の見直しも課題となります。



遺構整備—第 17 号及び第 18 号住居跡表示

住居跡表示は初期整備のものを継承しており、住居の床面規模と当時の遺構確認面（いわゆる関東ローム層上面）を露出展示しています。しかし、経年劣化により竪穴の形状が変化してしまい、その規模や二段となっている意味がわかりづらくなっています。また、降雨時に雨水が一時的に貯留することがあります。



【参考】昭和 45 年（1970 年）整備の第 17 号及び第 18 号住居跡表示

手前が第 18 号住居跡表示、その奥が第 17 号住居跡表示、最も奥側（柵側）が第 16 号住居復元予定地でした。低い面が遺構の床面、それより少し高い面が遺構確認面（関東ローム層の上面）です。



管理施設—管理柵

史跡スペース範囲は、高さ 900 mm のネットフェンスで囲障されています。東側の中央付近に開口幅約 900 mm に片開戸が設置されています。また、南側は設置した擁壁上、他 3 面が独立基礎で設置されています。設置年や修理の変遷があり、柵の経年劣化（上辺枠の錆）に差があります。

図 12-1 史跡構成要素



管理施設—U字溝

史跡スペースの内側4面には、呼び名150(全幅210mm)のU字溝が設置されています。東側は現在の管理柵の外側にあります。表面排水の対策設備ですが、大半が埋没しています。また、隅部には玉石が点在していますが、これは園路表示となります(柵もないため外部には接続していません)。



管理施設—擁壁

史跡スペースの南側には、道路との段差解消のため高さ約600mmの擁壁が設置されています。上部はネットフェンスの支柱が穿たれ、下部にU字溝が設置されています。



管理施設—メタセコイア展示棟

メタセコイア古木株は、昭和49年(1974年)に笹井堰下流の入間川河床で発見され、昭和55年(1980年)にその一部を抜き取り、展示棟の中に展示されています。しかし、古木株の劣化が著しく、既にブロック状に崩壊し、学習展示物としての効果が極めて低い状態になっています。



園路広場施設等—草地

史跡スペース内は除草管理が行われています。また、見学用園路の標示として川原石を埋設していますが、ほとんど認知できない状況です。広場的な大きな園地空間は、史跡スペースの南西にあります。起伏があるため、特に広場としての活用は行われていません。

図12-2 史跡構成要素



園路広場施設等—樹木

現況の史跡スペース内の樹木は、南西のサザンカのみです。かつては北側に2本、南側にも2本が存在していました。右の写真の奥に見える樹木は、史跡スペース西側の公園区域に生育しているものです。



情報施設—今宿遺跡解説案内板

史跡スペースの北側、メタセコイア展示棟の前付近と東側（隣接公園区域内）に設置されています。2脚式で高さ1,980mm、幅1,000mm程度となります。解説内容は、昭和44年の当初発掘調査成果が主体で、その後の調査成果やそれに付随する学術的知見が盛り込まれていないため、再整備に際し、史跡の本質的価値の再評価が必要です。



情報施設—今宿遺跡記念碑

史跡スペースの開口部の外側、隣接する公園区域に設置されています。



情報施設—注意板

史跡スペースの北側と南側の周辺道路から見える位置に設置されています。2脚式で高さ1,380mm、幅600mm程度となります。

図 12-3 史跡構成要素

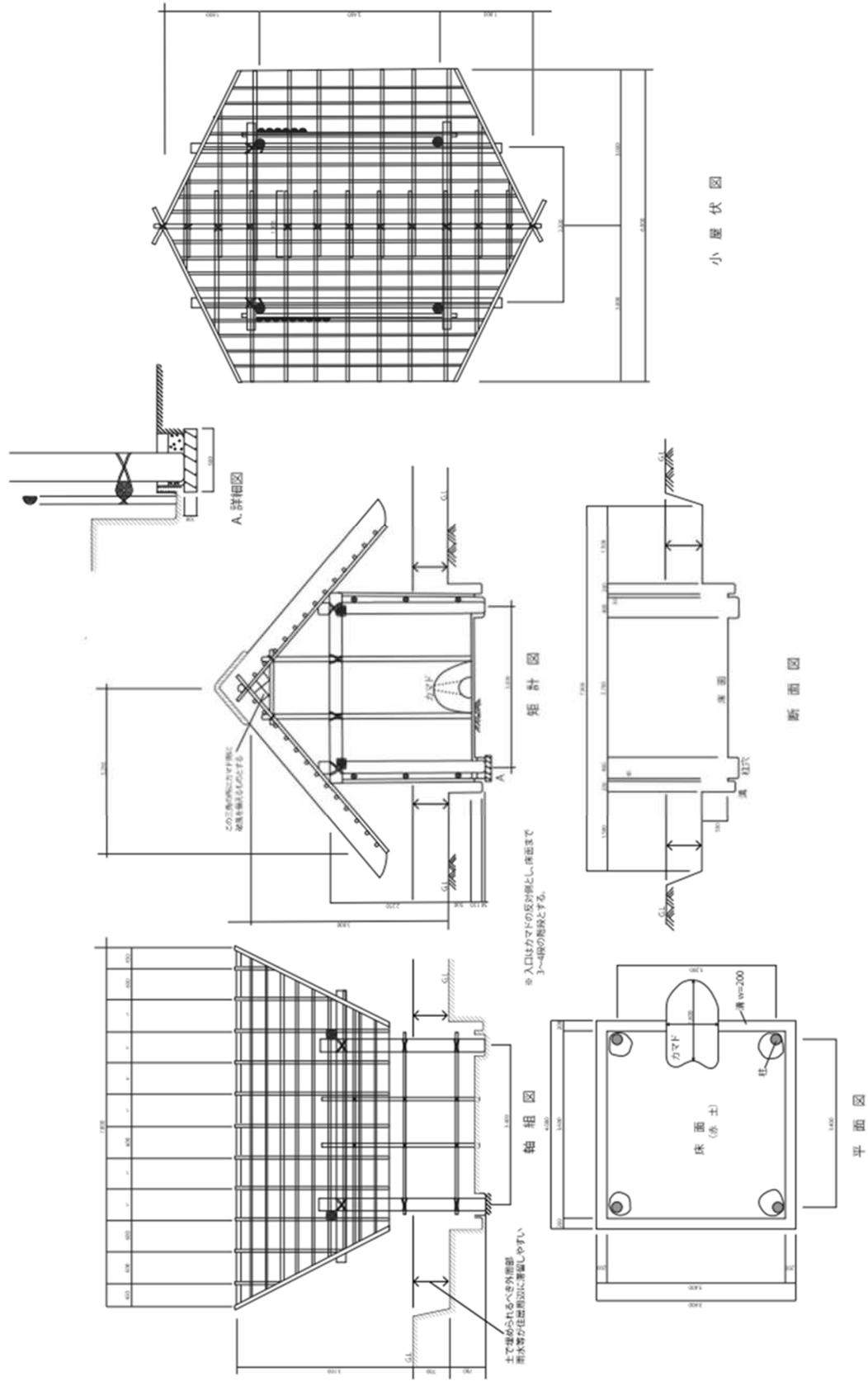


図 13 復元住居整備図 (現況)

ウ 管理者

狭山市教育委員会生涯学習部社会教育課が管理しており、除草・清掃等の管理を、日生さやま台自治会に委託しています。

エ 管理の経過

- ・昭和 45 年（1970 年） 復元住居完成
- ・昭和 55 年（1980 年） 茅屋根葺き替え
- ・平成 5 年（1993 年） 茅屋根及び壁の全面改修
- ・平成 16 年（2004 年） 茅屋根修繕
- ・平成 17 年（2005 年） 一部茅屋根修繕

近年は屋根の主材である茅の調達も市外に頼らざるを得ないほか、茅葺きの技術を持つ職人も市外から招聘しなければならず、屋根の葺き替え等が困難になっています。



昭和 55 年（1980 年）屋根葺き替え中の復元住居



平成 5 年（1993 年）解体中の復元住居



平成 5 年（1993 年）屋根及び壁の全面改修



平成 21 年（2009 年）復元住居の様子

図 14 復元住居の修理・修繕

オ 地元との関わり

復元住居が大きな事故もなくその姿を保っているのは、地元市民をはじめ、歴史散策などで定期的に訪問されている人々によって、異変や被害状況の報告が適宜行われ、損傷が拡大する前に対策を講ずることができたことや、地元自治会による定期的な除草や清掃により、周辺環境が良好に保たれていたことが大きく影響しています。

カ 地元の要望等

1- (4) -イで述べた地元説明会において、史跡の再整備に際しての意見を聴取し、現地実態調査を実施したところ、次に示す点について特に配慮する必要性を確認しました。

- ・ 子供たちの史跡スペースへの進入対策
- ・ 子供たちの復元住居の中への進入対策
- ・ 史跡スペースの出入に際しての安全の確保
- ・ 自転車を含めた車両の路上駐車を誘発しない設備
- ・ 史跡の価値の周知と閑静な居住環境の保全の両立
- ・ 管理運営や活用の方法の明確化
- ・ 周辺に通学路が設定されていることを踏まえての再整備施工時の安全の確保

※現地実態調査内容

令和4年11月14日	13:00-17:00	・ ボール遊びを確認 ・ 公園内駐輪状況を確認 ・ 周辺路上の状況確認 ・ 児童以外の公園利用者は1名
15日	15:00-15:30	・ 遊具利用を確認 ・ 周辺路上の状況確認
16日	9:30-12:00	・ 地元の方による落ち葉清掃活動を確認 ・ 周辺路上の状況確認
17日	15:00-15:30	・ 周辺路上の状況確認
18日	17:30-18:00	・ 当該時間帯の公園利用が無いことを確認 ・ 周辺路上の状況確認
19日	9:30-10:00	・ 当該時間帯の公園利用が無いことを確認 ・ 周辺路上の状況確認
20日	13:00-13:30	・ 公園内駐輪状況を確認 ・ 周辺路上の状況確認
12月13日	13:00-13:30	・ 周辺路上の状況確認



日生第4公園

公園は街区公園に位置付けられ、北と南東が出入口となっています。園内にはブランコ、鉄棒、雲梯等が設置されています。また、低木と柵により史跡スペースと区分され、柵の中央付近に出入口（通常時は閉錠）がありません。自転車置き場等は設置していません。中央部の空間（広場）でボール遊び等が行われる場合があります。

図 15-1 日生第4公園と交通事情



史跡スペース北側

写真にみる道路は市道 F258 号線で、東側を通る都市計画道路(工業団地日高線) から市道 F257 号線を経由して接続しています。史跡スペース南側の市道 F259 号線より交通量があり、かつ車両速度も高いようでした。

図 15-2 日生第 4 公園と交通事情

キ 活用の状況

当初整備の際、本物の遺構を供覧することを目的としていたため、見学用園路の標示を設け自由見学としていましたが、程なく遺構保護のために木柵を設け遺構への接近を制限し、普段は木柵外周からの見学のみとし、管理者へ問い合わせれば柵内に入り接近して見学することができるという方法が定着しました。そのため、現在も、フェンス外からの見学と、文化財担当者を随伴しての近接見学以外の活用が行われていない状況です。

近年は、地元の狭山市立広瀬小学校から校外学習として、児童が周辺の文化財（影隠し地蔵等）の見学と共に史跡を訪れる際に、小学校側からの依頼を受けて、文化財担当職員が出土遺物等を搬入、展示し、奈良・平安時代の人々の生活を題材にした遺跡見学会を実施しています。

近年の活用状況は次の表 2 の通りとなっています。

表 2 活用状況

No.	開催日	事業名	参加者	主な内容
1	平成 26 年 (2014 年) 7 月 6 日	学校講座	6 年生 2 学級	遺跡見学解説
2	平成 27 年 (2015 年) 6 月 9 日	学校講座	6 年生 2 学級	遺跡見学解説
3	平成 28 年 (2016 年) 6 月 6 日	学校講座	6 年生 2 学級	遺跡見学解説
4	平成 29 年 (2017 年) 7 月 6 日	学校講座	6 年生 2 学級	遺跡見学解説
5	平成 30 年 (2018 年) 6 月 26 日	学校講座	6 年生 2 学級	遺跡見学解説
6	令和 元年 (2019 年) 6 月 18 日	学校講座	6 年生 2 学級	遺跡見学解説
7	令和 2 年 (2020 年) 11 月 24 日	学校講座	4 年生 2 学級	遺跡見学解説

3 再整備・活用のための課題の把握

(1) 課題

本再整備の喫緊の課題は、1-(1) 計画策定の沿革で述べた通り、復元住居の経年劣化が進行し、安全性が低下している状況の是正ではありますが、史跡の現状を整理したところ、様々な課題が表出してきました。そこで、これらの課題を評価・整理し、以下の通りまとめました。そしてこれらの課題を解決する具体的な方法を、3-(2)検討または4-(2)以下の個別計画にあたる各節の中で述べます。

表3 課題と検討及び計画対照表

課題	解決に向けての検討 及び解決のための計画
史跡の保存・継承に係る解決すべき事項	
設置後50年経過しており、史跡の本質的な価値の再評価と明確化が必要です。	【検討】3-(2)-ア
古代住居に関する研究が進み、当該復元住居の外観（茅葺屋根・壁立式）は現在の学校教育の内容や最新の学術的知見（土・草葺屋根・伏屋式）と異なるものとなっているため、見学した児童生徒が誤った認識を持つ可能性があります。	【検討】3-(2)-イ 【計画】4-(5)-ア
経年劣化により遺構の形状が変化しています。	【計画】4-(3)、(5)-イ
メタセコイア古木株は、発見当時、一個体としての大きさが評価されましたが、現在は崩壊して元の大きさがわからなくなっており、学習用展示物としての効果が極めて低い状態となっています。	【検討】3-(2)-ウ 【計画】4-(5)-ウ
史跡の再整備手法に係る解決すべき事項	
現状復元住居の屋根の主材である茅の調達を市外に頼らざるを得ないほか、茅葺きの技術を持つ職人も市外から招聘しなければならず、屋根の葺き替え等が困難になっています。	【計画】4-(5)-ア-(イ)
現状復元住居の更新に係るコストが高額になるため、復元住居を維持管理することが財政的に困難になります。	【計画】4-(5)-ア-(イ)、 4-(5)-イ
史跡スペースの出入に際しての事故が危惧されます。	【計画】4-(6)-イ-(ア)
子供たちの復元住居の中への進入が危惧されます。	【計画】4-(5)-ア-(イ)
路上駐車・路上駐輪の誘発が危惧されます。	【計画】4-(2)-ア、-イ、 4-(6)-イ-(イ)
周辺に通学路が設定されていることから、施工時の児童生徒の安全が危惧されます。	【計画】4-(8)
史跡の管理・活用に係る解決すべき事項	
管理の方法の明確化が必要です。	【計画】4-(7)

活用の方法の明確化が必要です。	【計画】 4-(7)
閑静な居住環境に適した形での活用が求められています。	【計画】 4-(7)
史跡スペースが普段閉鎖されているため、文化財担当者を随伴しての見学以外の活用が行われていない状況です。	【計画】 4-(5)-ア-(イ)、 4-(5)-イ、4-(7)

(2) 課題解決に向けての検討

再整備・活用における課題のうち、史跡の本質的価値の再評価及び明確化と、復元住居の現在の学術的知見に基づく復元形態、メタセコイア古木株の現況分析については、学術的な概念が強い項目であるため、再整備の理念及び方針を策定する前に検討しました。その検討結果は次の通りです。

ア 史跡の本質的価値の再評価及び明確化についての検討

初期整備から今日までの市内遺跡発掘調査の成果から、今宿遺跡は、入間川対岸の揚櫓木遺跡と共に、奈良・平安時代に地域の交通・物流の拠点となった集落遺跡と考えられます。また、河岸段丘上縁辺部に連綿と続く集落の様相は、森林資源の採取、窯業への従事、河運の利用など、開墾以外の多様な生産活動の実態を理解する上で欠かすことができない遺跡として評価できます。また、その中でも特に発掘成果から導き出される史跡の本質的な価値は、次の3点と考えられます。

(ア) 東金子窯跡群との関連性の高い大規模集落

集落内の遺構から出土する豊富な量の土器類の7割を須恵器が占め、その内の大部分が8世紀初頭に操業を開始した東金子窯跡群の製品です。そのうち、1割程度が焼成に失敗した不良品であり、それらを持ち帰ることができる、窯業に携わった人々の集落であると考えられます。また、8世紀中頃に住居数が増え、8世紀の終わりごろに住居数が半分以下になるものの、9世紀前半から中頃にかけて再び住居数が増えるといった動態は、国分寺創建と再建の時期にほぼ合致し、瓦生産も行っていた当時の窯業の体制を理解する上で重要な集落と評価できます。

(イ) 柱のない住居の構造を推察できる焼失住居跡

焼失住居跡である第18号住居跡の出土状況から、屋根を支える架構が竪穴の外側かつ遺構検出面より上に存在していたことや、屋根勾配は緩やかで土で屋根を葺いていたと推察できたことから、当該遺構は、当時の一般的な住居の形を検証し、理解する上で重要な情報を遺構であると評価できます。

(ウ) 住宅地の中で地元の人たちに守られてきた史跡

高度経済成長期で開発が活発な状況の中、遺跡の発掘調査がきっかけとなり、文化財保護の気運が醸成され、復元住居を設置し、その後、50年以上地元の人たちに親しまれてきた史跡は、「緑と健康で豊かな文化都市」の記念碑的存在であると評価できます。

イ 復元住居の外観についての検討

奈良・平安時代の住居復元の事例は近年でも稀であり、昭和 45 年当時は画期的な事業であったといえます。しかし近年、全国的な発掘事例の増加と共に焼失住居や埋没住居などの研究が進展し、往時の住居の姿に対して様々な新しい知見が発表されるに至っています。今回の再整備では、史跡の本質的な価値の顕在化のためにも、最新の学術的知見に基づいた、第 16 号住居跡の復元形態の見直しが必要であるため、次に示すフローで当地域の奈良・平安時代の住居の形態の検討を進めました。

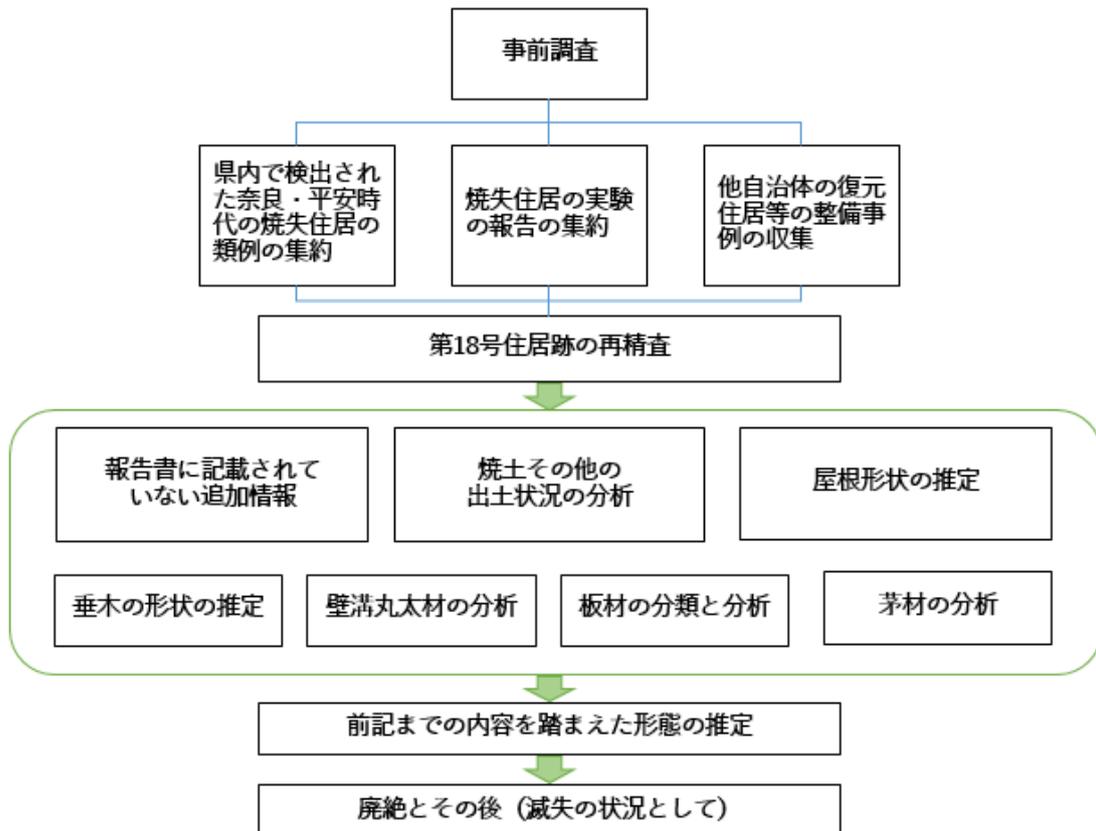


図 16 復元検討のフロー

(ア) 事前調査結果の概要

県内で検出された焼失住居の情報等を収集して、奈良・平安時代の住居の外観についての情報を調査しました。

a 県内で検出された奈良・平安時代の焼失住居の類例の集約

県内各市町村教育委員会等発行の発掘調査報告書 5,491 冊から焼失住居 198 軒の情報を抜粋し、屋根の形の情報集約を進めた結果、埼玉県内の傾向として、屋根を構成する垂木は中央に向かって集中する宝形型・寄棟型・入母屋型が多くみられ、今宿遺跡の住居についても、現段階では同様の形であったものと捉えています。

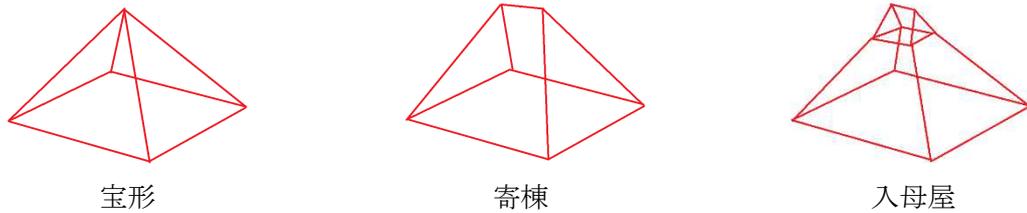
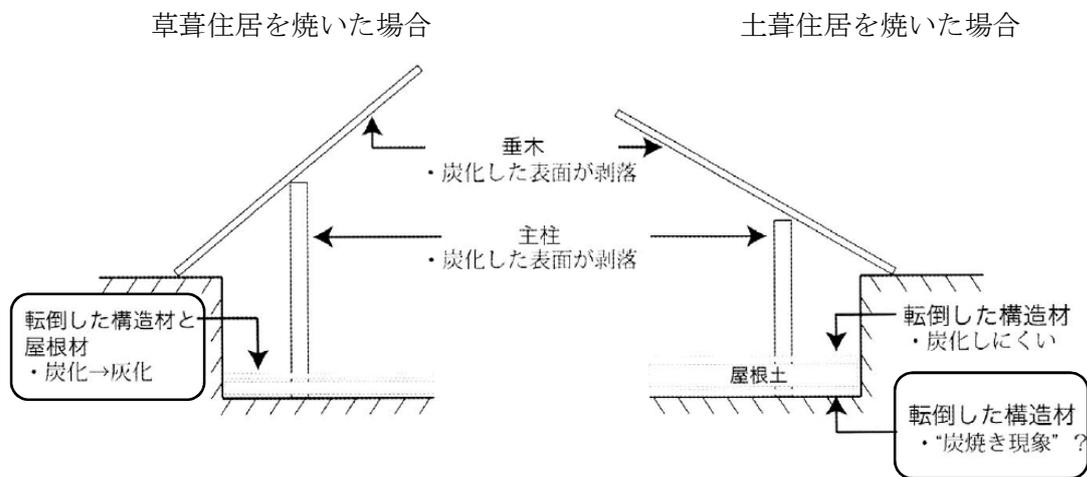


図 17 屋根の形模式図

b 焼失住居の実験報告の集約

草葺住居を焼いた場合、土葺住居を焼いた場合を比較検討した実験報告を参考にして、復元住居の屋根材の検討を進めた結果、今宿遺跡の焼失住居には、炭化した構造材が土の下に多く残存していたことから、土葺であったものと捉えています。



※村本周三 高田和徳 中村明央「岩手県御所野遺跡における竪穴住居火災実験」より

草葺→炭が灰になってしまう

土葺→炭が残る

図 18 焼失実験結果の模式図

(イ) 他自治体の復元住居等整備例の収集

奈良平安時代の住居の復元例は少なく、特に今宿遺跡のような主柱穴の無い小型住居の復元例は、有意に認められませんでした。多くは4本の主柱穴が検出された大型住居を復元しているので、屋根の形状等の参考に出来る点は、限定されるものと捉えています。

(ウ) 第18号住居跡の再精査について

史跡エリア内からは、第16、17、18、20号住居跡が検出され、昭和の初期整備計画で前3軒が目に見える形で整備されました。第16号住居跡は、木材等の構造物の情報がほとんど検出されなかったものの、床面の遺存状況が良好であったことが初期整備の際に評価され、第18号住居跡の出土状況や、高井遺跡(旧名:桶川町西小学校遺跡)第7号住居跡復元図等を参考にして、上部構造の復元に至りました。今回の再整備においても、当地域の奈良・平安時代の住居の形態を検討するにあたり、第18号住居跡の情報は重要と考えられます。次に示すのは、

これを再度精査し、建築から廃絶までのストーリーを作成したものです。

(エ) 第18号住居跡の再精査の内容

第18号住居跡は、初期整備後に広く市民等に公開する事を目的として遺構床面を露出展示していたこともあり、風化が進行し、再発掘調査での効果があり見込めないため、当初発掘調査の成果資料（図面、写真等）を再精査しました。

a 報告書に記載されていない追加情報

保管されている図面を確認したところ、遺物出土状況図が2枚あり、一つは報告書掲載のもの、もう一つはその数cm上層の遺物出土状況図でした。これらを合成したものが図19で、板材の存在が数点追加されました。また、現場写真からは、当時の地表面から遺構確認面（関東ローム層の上面）までは、約35cmの深さであることがわかりました。なお、炭化材は、現在保管されていません。

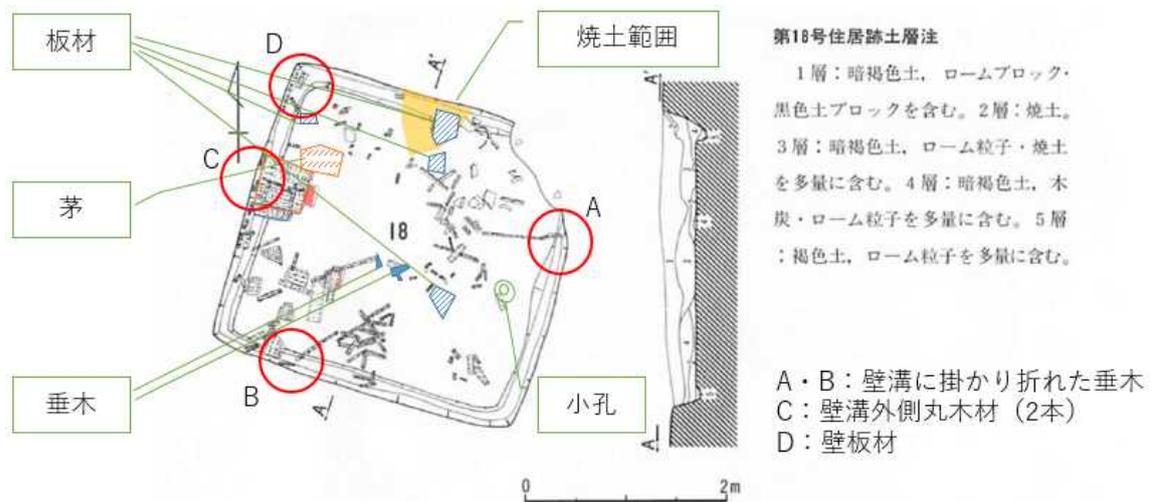


図19 第18号住居跡の追加情報

b 出土状況

セクション図を精査すると、3・4層は、焼土を多量に含む層として存在し、これに焼土を主体とする2層の一部が乗っていることから、2・3・4層は住居が燃えている中で形成された層です。壁や屋根から土が少しずつ住居内に流入しつつ、被熱した土の層が形成されていく構造であったと考えられるため、当初より屋根に土がある程度乗っていたことが想定されます。また、垂木が形を保って出土している状況からは、飛散しにくいように抑制する力が働きながら落ちたものと考えられ、屋根として葺いた水分を含んだ土の荷重が、その役割を果たしたことが想定されます。

なお、出土遺物は、下から石や須恵器等の遺物（床直）、板材、茅、垂木（丸材）の順になっています（図20）。

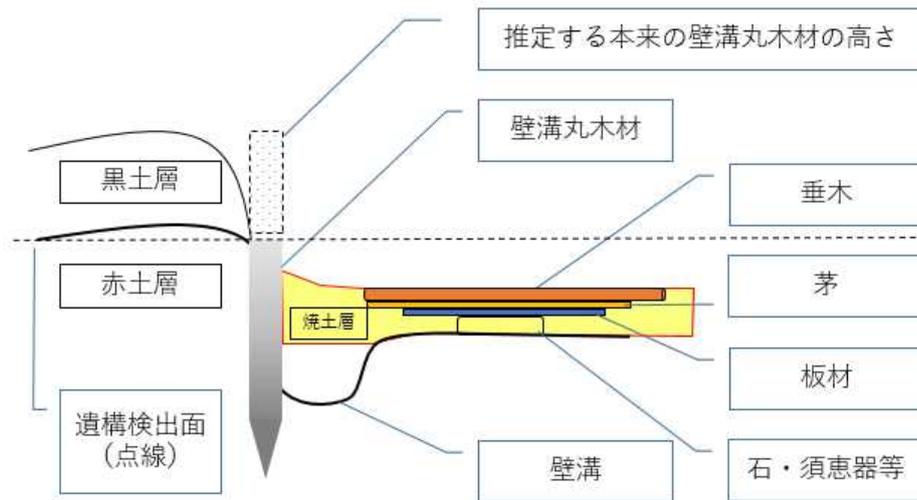


図 20 出土状況模式図

c 屋根の形状

平面図を精査すると、屋根を支える柱を埋設した柱穴は存在せず、垂木と同じような材で扱首様の構造を作り、柱無く屋根を支える構造であったと考えられます。垂木は扇状に分布して出土していることが確認できますが、軸線を引き、収束していくと、住居の中心を外した場所に集中点が二つあることがわかります（図 21）。

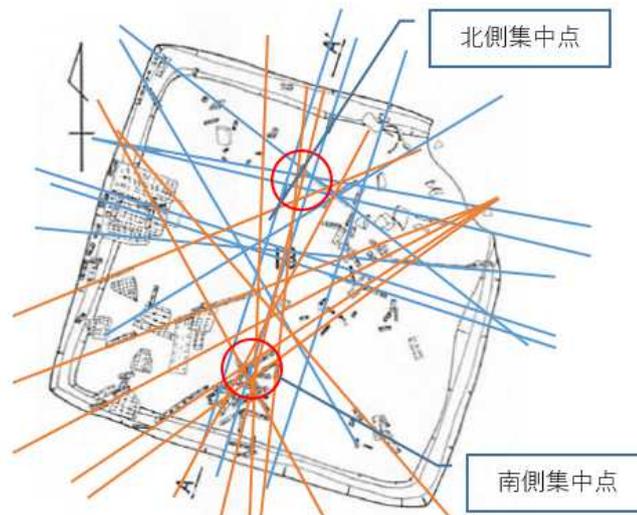


図 21 垂木の軸の集中点模式図

住居の中心やや南付近に一つ、少し北にもう一つ所在し、それぞれの集中点に属する垂木片を分離すると、南北に分かれていることがわかります。このことから、この住居は一点に垂木が集中する宝形型ではなく、寄棟または入母屋である可能性が高まったと考えられます（図 22）。なお、この集中点は、多数の部材、多方向の力を収束しているため、焼失時にいずれかの方向の力が減衰・増強されて、歪みながら床に落ちる可能性が高く、元位置から若干ずれているこ

とが想定されます。

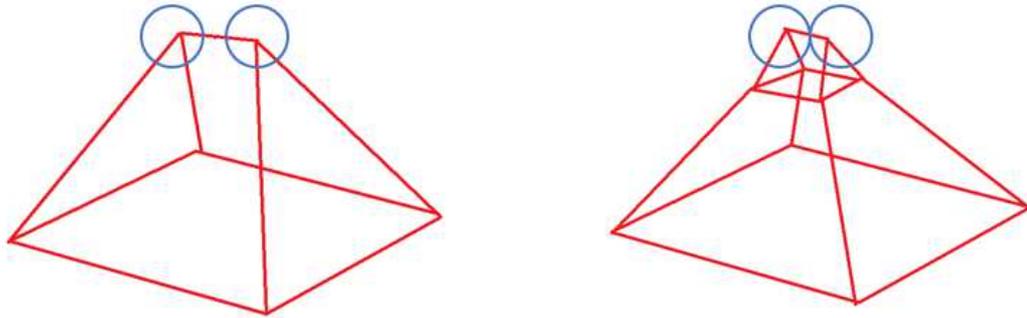
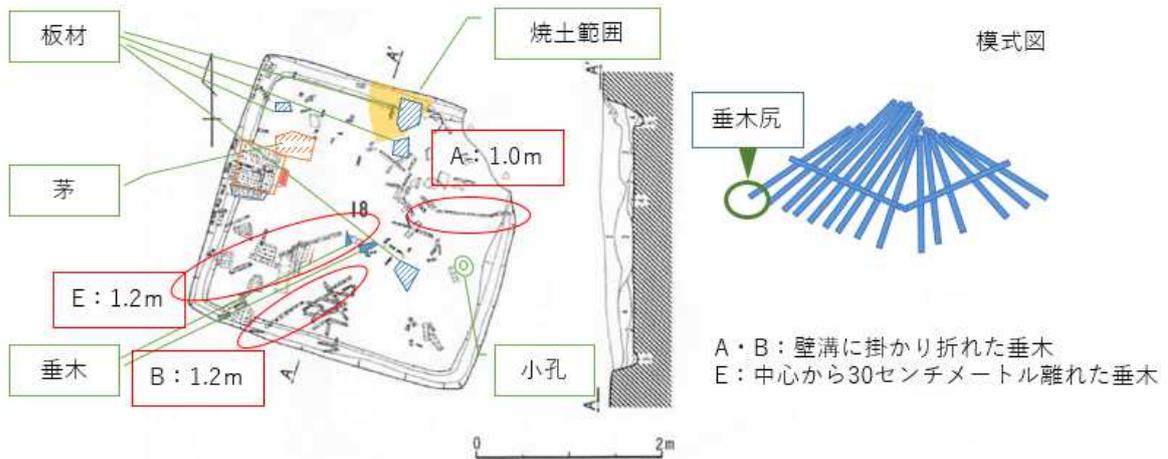


図 22 想定する屋根の形状模式図

d 垂木

垂木は、いずれも住居平面の中心線（棟木の想定線）を超えない形で出土しています。長い丸材の形を保っているものが3本（図23：A、B、E）あり、壁側から最も近い位置から出土したA、Bの垂木は、尻側が住居の壁溝に斜めに掛かる形で折れて出土し、住居の中心から最も近い位置から出土したEの垂木は、中心まで30cm足りないほか、途中でわずかに凸状に折れている箇所が確認できます。最長の垂木はB・Eの垂木であり、出土した長さは1.2m程でした。また、丸材の径は4から8cm程であり、小さいものは壁に対して平行に出土しているので木舞、大きいものは壁に対して斜めに出土しているので垂木と考えられます。



第48図 第18号住居跡 (1/60)

図 23 長い丸材残存位置図

垂木の尻側が住居の壁溝に斜めに掛かる形で折れて出土したことから、本来の垂木尻の位置が、建築時は遺構範囲の外側に存在し、そこから壁溝をまたぐ形で伸びていたものが、廃絶時に落ちて折れ、発掘調査の表土除去時に遺構の範囲外の部分が表土とともに除去され失われたことが想定されます。また、遺構検出面の遺構範囲外に垂木の固定用小孔が検出されていないため、垂木尻は少なくとも遺構検出面より浅い位置に所在したものと考えられます(図24)。

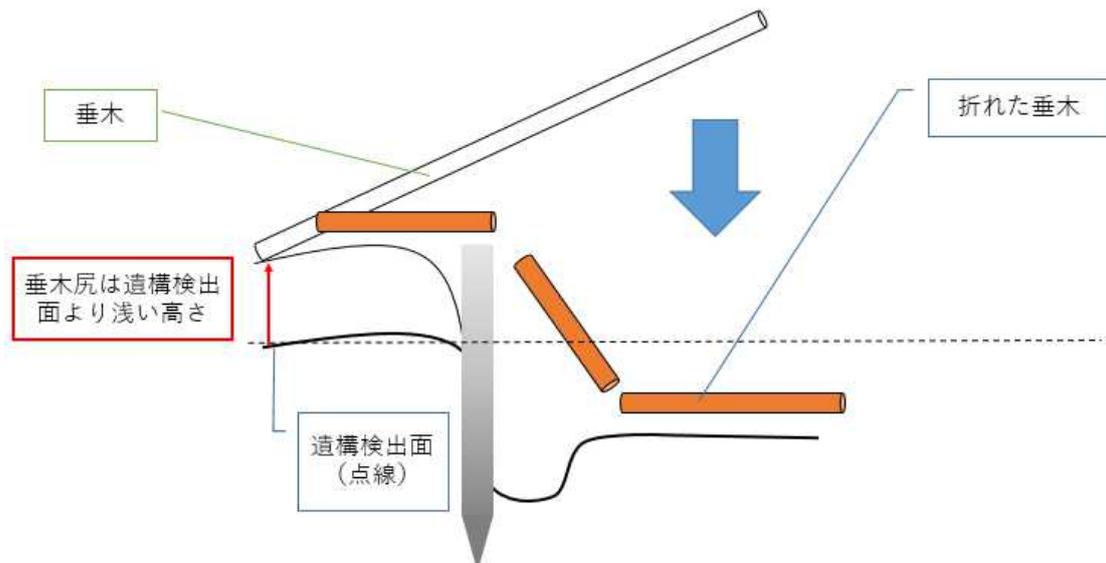


図 24 垂木位置模式図

次に、垂木がいずれも住居の中心線を跨いで出土していないことから、炎が集中する棟木部分が早期に焼け落ちて灰化し、残存しなかったことが想定されます。屋根の棟木部分の早期焼失については、他の復元住居の燃焼実験報告等にある通り、住居下位で発生した炎は、上へと集中し、頂点の棟木と垂木頭が先に焼け落ちるといった経過が、第 18 号住居においても同様に発生したものと考えられます。

また、尻側が住居の壁溝に斜めに掛かる形で折れて出土していることから、屋根勾配に対して垂直方向に近い下向きの力を受けながら住居の竪穴の端を支点にして回転しながら崩落したことが想定されます（図 25）。

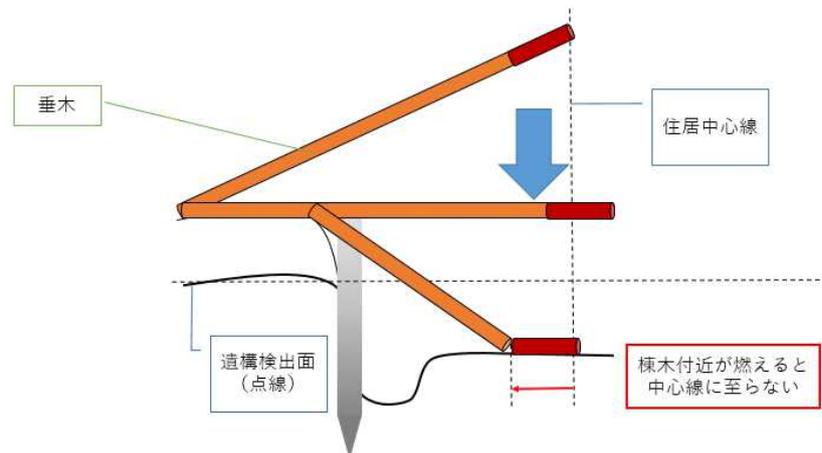


図 25 棟木付近が燃えた場合の残存模式図

また、垂木の勾配については、急であれば急であるほど、床面に落ちたときに中心線を跨ぎやすくなることから、緩かったと考えられます（図 26）。

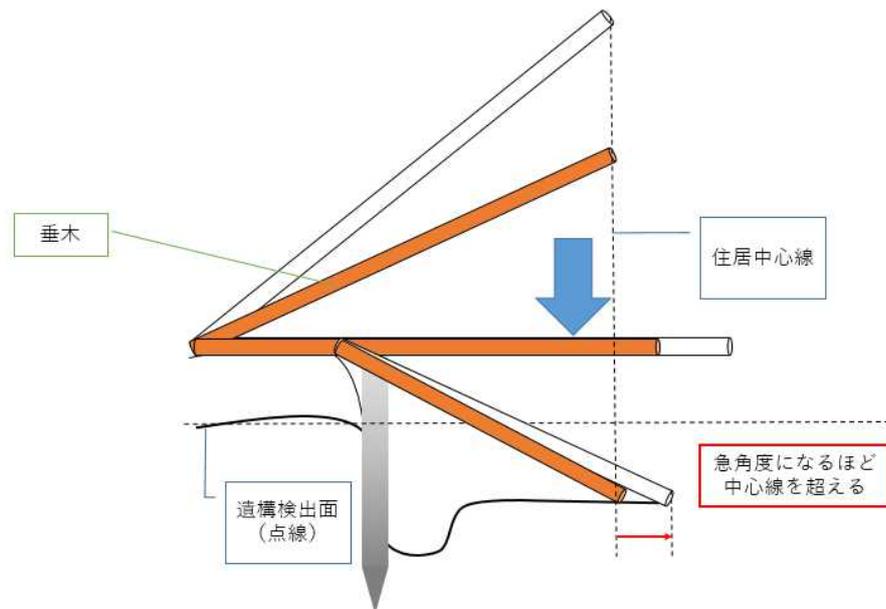


図 26 垂木の勾配の違いによる残存の差の模式図

加えて、住居内の土壁の高さについては、住居の竪穴の端が高ければ高いほど（床が深ければ深いほど）中心線を跨ぎにくくなります。住居の中心線を跨いで出土していないことに鑑みると、垂木の勾配は 45 度未満で、屋根の高さと住居の深さが等しければ垂木は中心線を超えずに落下し、勾配が緩いほど、住居の竪穴が深いほど、垂木頭は中心線を超えない出土状況を示すことになります（図 27）。

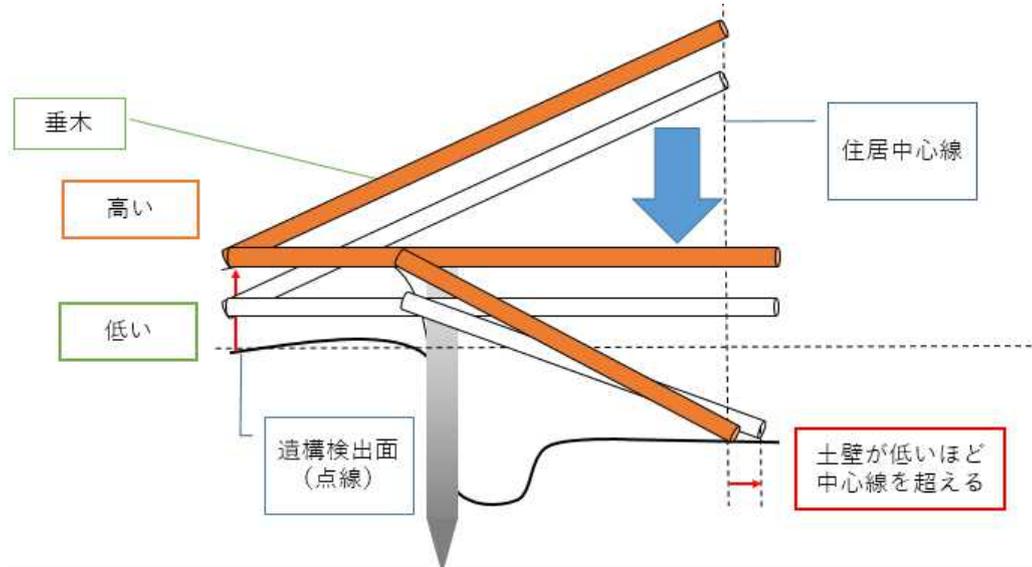


図 27 住居の深さの違いによる残存の差の模式図

第 18 号住居の場合は、住居の竪穴の半分程の高さを周辺に盛り、住居の深さを 105 cm とし、棟木の周囲 30 cm ほどの垂木頭が焼け落ちたとすると、垂木の全長はおよそ 3.6m、屋根勾配はおよそ 33 度以上、45 度以下と考えられます。

e 壁溝丸木材

西壁溝の外側斜面で出土した丸木材（図 19 の C）は、角度から垂木の残存とは考えられず、土壁の土留と化粧を兼ねた板材（例えば図 19 の D の板材）を固定するための杭と考えられます。板材は、図 28 の様に、杭に対して横方向に括り付けられていたと考えられます。

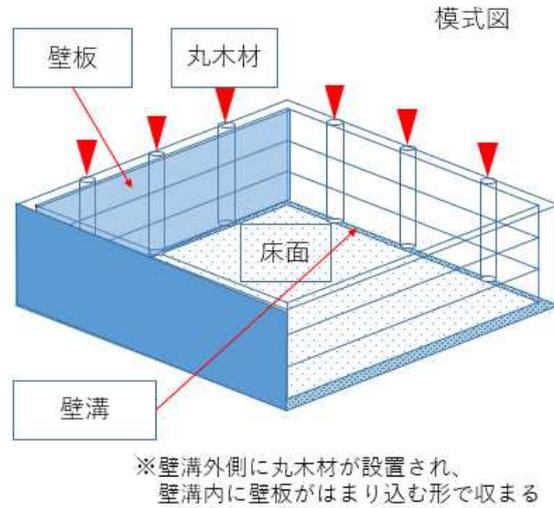


図 28 壁の構造の模式図

杭を壁溝外側斜面に打ち込んだ小孔は、隣接する霞ヶ丘遺跡第 3 次調査（図 29）でも検出されています。

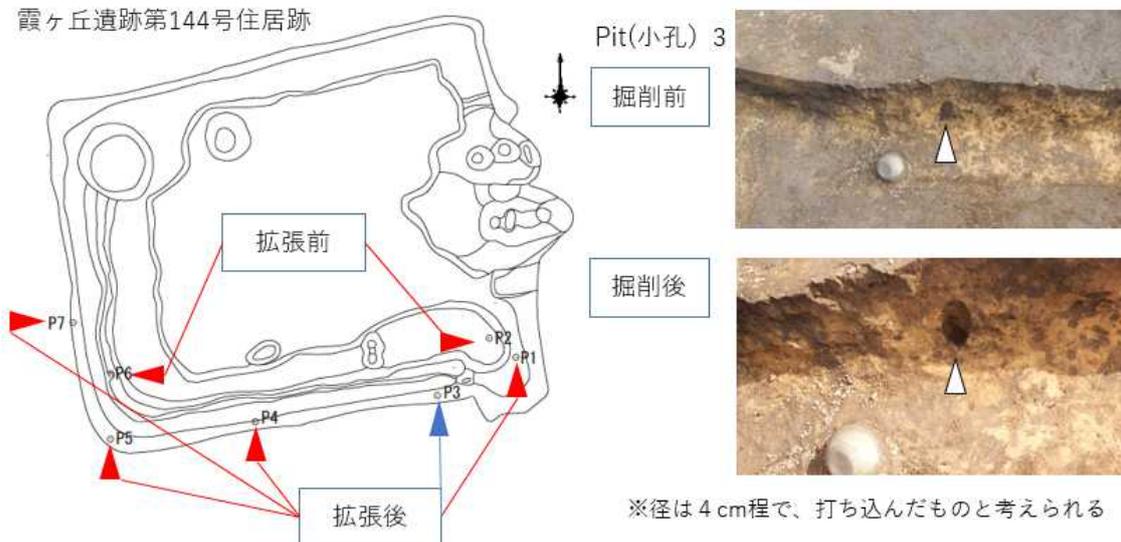


図 29 霞ヶ丘遺跡第 3 次調査に見られる壁溝の小孔

f 板材

板材は、出土量の多少はありますが、大略、壁より 1m の範囲で出土しています（図 30）。もっとも離れた位置で出土している板材は、壁から 1.4m の位置で出土しています。いずれの板も垂木の下から出土しており、屋根を葺いた材とは考えにくい出土状態を呈しています。壁溝丸木材の項で述べたような、明らかに壁用の板として使用されたものもありますが、南西コ

一ナーに集中している板材は、出土位置が壁から1メートル以上離れているものもあることから、垂木に括られる等して固定されていた棚状のものが落ちて飛散したことが想定されます。

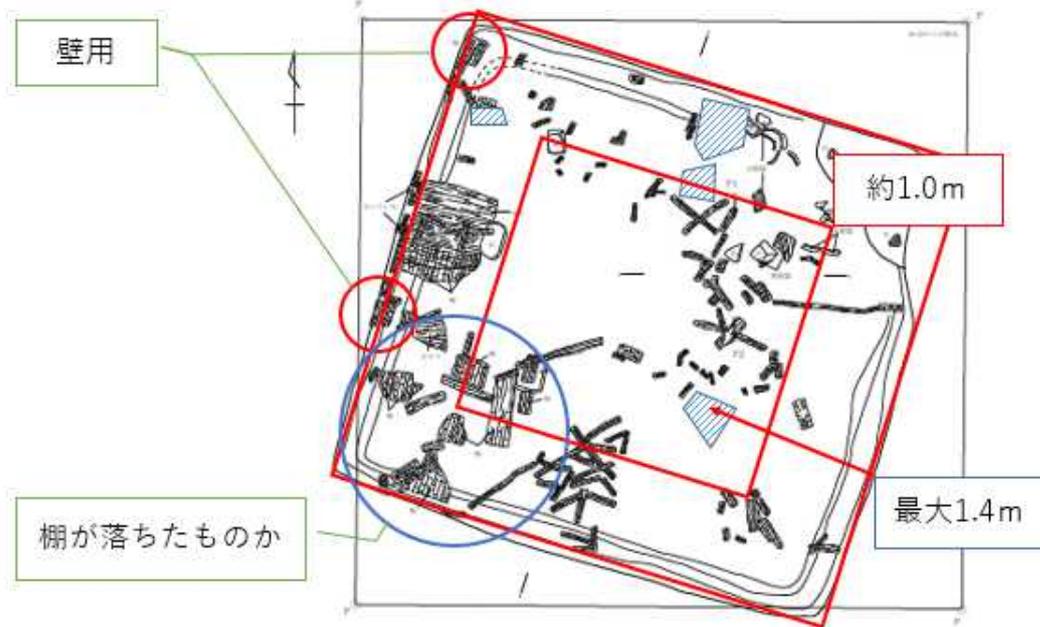


図30 板材の出土範囲

g 茅材

茅材は、板材を下、垂木を上にして挟まれた形で出土しており（図20）、この茅材だけを見ると、報告書にある通り、屋根を葺いた材としては考え難い出土状況です。また、報告書では「敷かれていた可能性がある」としていますが、燃え易い茅が灰にならず炭化していることから、着火してあまり時間を経ずに土中に埋没したか、土壁の一部と共に崩落し、蒸し焼きになったことと考えられるため、(d) 垂木と (f) 板材の項目で検証した1.05mの板壁の下材として板と一体で壁溝丸木に括り付けられていたという使用形態が想定されます。

(オ) 復元案に係る前提条件と発掘遺構の考察のまとめ

以上、第18号住居の情報を整理すると、以下の通りとなります（図31）。なお、下線部は、推定される内容となります。

- a 当該遺構は、東西3.18m、南北3m、床面は平坦、地表面からの深さは75cmの竪穴遺構で、竪穴内部に柱穴や特異な圧痕は無く、竪穴周辺に柱穴や小孔も認められなかったことから、屋根を支える架構が、竪穴の外側、遺構検出面より上に存在していたことが推定されます。
- b 壁溝が幅20cm、深さ10cmの規模で住居全体を巡る形で検出されたほか、炭化板材が住居の壁面からおよそ1メートルの範囲内で出土したことから、壁の高さに合わせて板材が張られ、板材と土壁の間に茅材を入れていたことが推定されます。
- c 北壁に焼土塊が集中したことからカマドは北壁に構築していたことが推定されます。

- d 出土炭化丸材のうち、径が 8 cm 前後のものは壁に対して斜めに出土した一方、径が 4 cm 前後のものは壁に対して平行に出土しているものがあることから、前者は基本構造や垂木、後者の一部は木舞であることが推定されます。
- e 垂木がいずれも住居の中心線を跨いで出土していないことから、屋根勾配は緩やかであったことが推定されます。
- f 住居土層断面を見ると、土層最上位の 1 層の下面は、炭化丸材に接するほか被熱した形跡があり、第 1 層の土を用いて屋根を葺いていたことが推定されます。

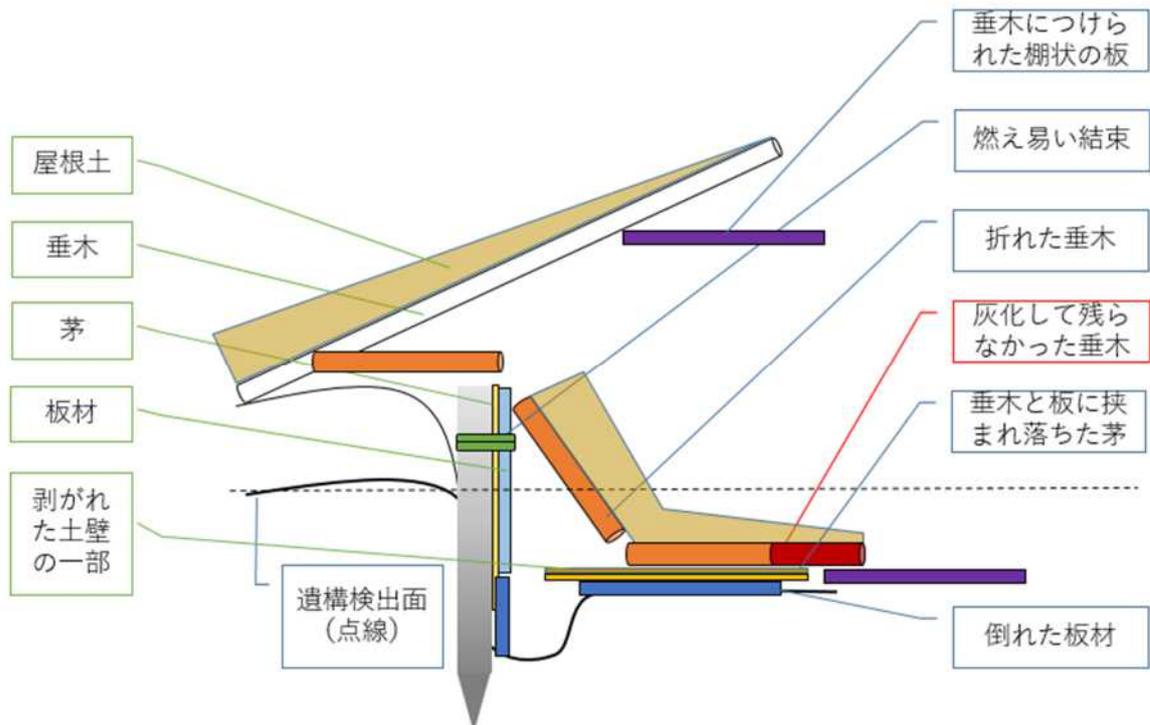


図 31 第 18 号住居跡の崩落過程の模式図

(カ) 想定するストーリー

前述した内容を踏まえて、第 18 号住居の建築から廃絶までのストーリーを、以下の通り作成しました。なお、下線部は、第 18 号住居跡からは直接的にその内容を示唆する遺物・遺構は検出されず、想定した内容となります。

a 考察から導き出される条件

- (a) 竪穴内部に柱は無く、屋根は寄棟で扱首様の構造を持つ。
- (b) 周堤を持ち、屋根に土を葺くため、屋根は地表面に接する。
- (c) 屋根の固定は、周堤と屋根に乗せる土による。
- (d) 屋根の根側に厚く、棟側に向かって漸減する形で土を盛る。

b 建築

- (a) 屋根の四角と四辺を決め、角を括り、平面上の枠を作る。

- (b) 屋根の大きさより、やや小さい四角に堅穴の目安となる土壌を掘る（報告書で第 16 号住居跡の壁溝に近い 4 つの支柱穴とされた部分にあたる）。
- (c) カマドや入り口の位置に目安を付けつつ、扱首様の構造を用いて、屋根架構の基本構造を立体的に作る。
- (d) (b)の目安の土壌を基準に、四角の住居部分を掘り、周堤を大まかに作る。
- (e) 入り口とカマドを作る。
- (f) 壁溝を掘り、壁溝丸木を刺し、壁板を括り付けた後、壁溝等の空間を埋める。また、掘り過ぎた部分を埋めて床にする（貼り床）。
- (g) 垂木を屋根の基本構造に括りつける。
- (h) 屋根下地を小枝や樹皮等で下葺く。（ただし小枝や樹皮は出土していない）
- (i) 周堤の一部を用いて屋根に土を盛り、叩きしめて固定する。
- (j) 叩きしめた土の上に柔らかい土や草等を盛る。

c 利用

- (a) 屋根内側と壁との空間は棚として使用し、部分的に茅等を敷く。
- (b) 入口にはステップとして使用する台を設置する。

d 廃絶とその後

- (a) 点火
- (b) 火が回り、垂木と木舞の結束、壁溝丸木と壁板の結束が徐々に解け、屋根土が落ち始め、壁板が倒れ落ち始める（第 18 号住居は、この際に屋根内側と壁との空間を利用した棚に敷かれた茅などが壁板に引っ掛かりながら落ちた）。
- (c) 炭化物と土が混ざりながら崩落が進む。
- (d) 細い垂木や木舞が折れると、屋根土ごと崩落し、部分鎮火する。
- (e) 垂木の一部が壁にもたれかかる形で崩落し、壁との空間内で還元燃焼が一部続く。
- (f) 折れ残った垂木による扱首様の構造の集中点が屋根支持の限界に達すると、捻じれながら全体的に倒壊する。
- (g) 土が厚く空間がない部分は鎮火して生焼けとなる。土が厚く空間がある部分は還元燃焼が進み、大型炭化材が形成される。土が薄い部分、可燃材が露出している部分は灰化、風化が進む。

以上、今回の検討では、事前調査結果の県内検出の焼失住居の形態の傾向等を参考にしつつ、第 18 号住居跡の情報を再度精査し、建築から廃絶までのストーリーを作成しました。

ウ メタセコイア古木株について

メタセコイア古木株は著しく劣化しており、現況では展示資料として十分な機能を果たしているとは言い難く、個体全ての年輪等が判別できる一部を資料として別に保存できるか調査したところ、自重によって放射状に崩壊しており、木質部は芯材に至るまで年輪に沿って縦に割れていました。主な原因は、木質部に残留していた水分が蒸発するに従い、乾燥しつつ変形したことによるものと考えられます。このため、年輪等を研究または供覧目的で採取することはほぼ不可能です。また、現在表層の内樹皮及び形成層周辺には何らかの薬品が滲出し、再結晶化したものが付着しています。



メタセコイア古木株の木質部の様子です。自重によって放射状に崩壊しており、木質部は、ブロック状に割れています。



木芯材に至るまで年輪に沿って縦に割れています。

図 32 メタセコイア古木株の状況

笹井埋没林発掘調査報告書によりますと、保存処理については、昭和 55 年に古木株に大量に含まれていたと推察される水分と PEG を置換する含浸処理が試みられていましたが、塗布による作業であったため、処理は表層のみにとどまっていたと考えられます。また、その前に PB による保存処理が試みられており、同剤を不適と判断した後にトルエンでこれを除去しています。なお、PEG 含浸処理の後に臭化メチル-酸化エチレン混合剤による燻蒸と、キシラモン油剤による防虫処理が行われています。既に 40 年を経過しているため、害は無いと考えられるものの、これを展示以外の目的に供することは現実的ではないため、撤去するものとし、その展示棟につきましても、撤去するものとしします。

なお、史跡スペースに有るメタセコイア古木株は撤去しますが、狭山市立博物館の常設展示で、保存処理されたメタセコイアの標本が展示されており、笹井で古木株が産出したことについて、これからも周知するものとしします。

4 再整備基本計画

史跡の整備は、史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であることと、史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠である、遺構の保存に十分配慮したものであることが必要です。加えて、復元整備である場合は、史跡における復元以外の整備手法との比較衡量の結果、訪れる方の史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられる必要性があります。

以下では、2で整理した史跡の現状と3で整理した課題を踏まえて、上記の必要性に応えられる基本理念と再整備の方針を示します。

(1) 再整備の基本理念と方針

ア 基本理念

今宿遺跡は、奈良・平安時代の東国の人々の生活を理解する上で重要な集落であり、特に史跡内の遺構は、当時の一般的な住居の形を検証し、理解する上で重要な情報を包含する遺構であったことから、この本質的価値を保存し、未来に継承することが、狭山市に生きる私たちに求められます。また、当初の復元整備がされてから50年以上、市民に親しまれてきた史跡は、「緑と健康で豊かな文化都市」の記念碑的存在であり、今後も人やまちと共に成長する遺跡であることが望まれます。このことを踏まえ、今後の史跡 今宿遺跡の将来像を「歴史文化の適切な継承と学習への活用ができる史跡」とし、その実現に向けて保存・継承、再整備、管理・活用の方針を次に示します。

「史跡 今宿遺跡の将来像」

歴史文化の適切な継承と学習への活用ができる史跡

イ 再整備の方針

史跡の課題の解決を図り、学校教育の教材や生涯学習の素材として安全に利用できる公園の施設とするため、次の方針により、整備・活用のテーマの具現化を図るものとします。

(ア) 史跡の本質的価値を確実に継承します（保存・継承）

- ・第18号住居跡を奈良・平安時代の住居の形を検証し、理解する上で重要な情報を包含していた遺構として再評価するとともに、文化財保護の気運が醸成された記念碑的史跡として再評価します。
- ・復元住居の外観は、現在の学校教育の内容や最新の学術的知見の内容に沿うものにし、主に児童生徒が学習の参考にできる形で再整備します。
- ・必要な既存地形及び竪穴住居遺構面への保存対策を講じます。

(イ) 学習の場として史跡を管理し活用します (管理・活用)

- ・復元住居を展示するだけでなく、火おこしや古代の道具の使い方を学んだり、発掘体験をしたりすることが出来るなど、郷土の古代文化について、児童生徒を中心に様々な人が複合的に学べる体験学習の場として活用していきます。
- ・様々な教育機関等と協力して、学習に資する体験事業を展開していきます。
- ・良好な史跡環境を維持するため、地元の方と協力して管理をしていきます。

(ウ) 復元住居や諸施設の経年劣化の改善を図り、安全な史跡にします (再整備の方法)

- ・復元住居や竪穴住居跡は、安全かつメンテナンスしやすい形で再整備します。
- ・露出展示している住居跡については、埋め戻してフラットな敷地にします。
- ・安全な史跡環境の維持のため、経年劣化した柵等の更新を行います。
- ・公開活用を進めるため、出入口等の施設を整備します。
- ・地元の方の居住環境をはじめとする周辺環境へ配慮しながら、再整備を進めます。
- ・メタセコイア展示棟は撤去するものとします。

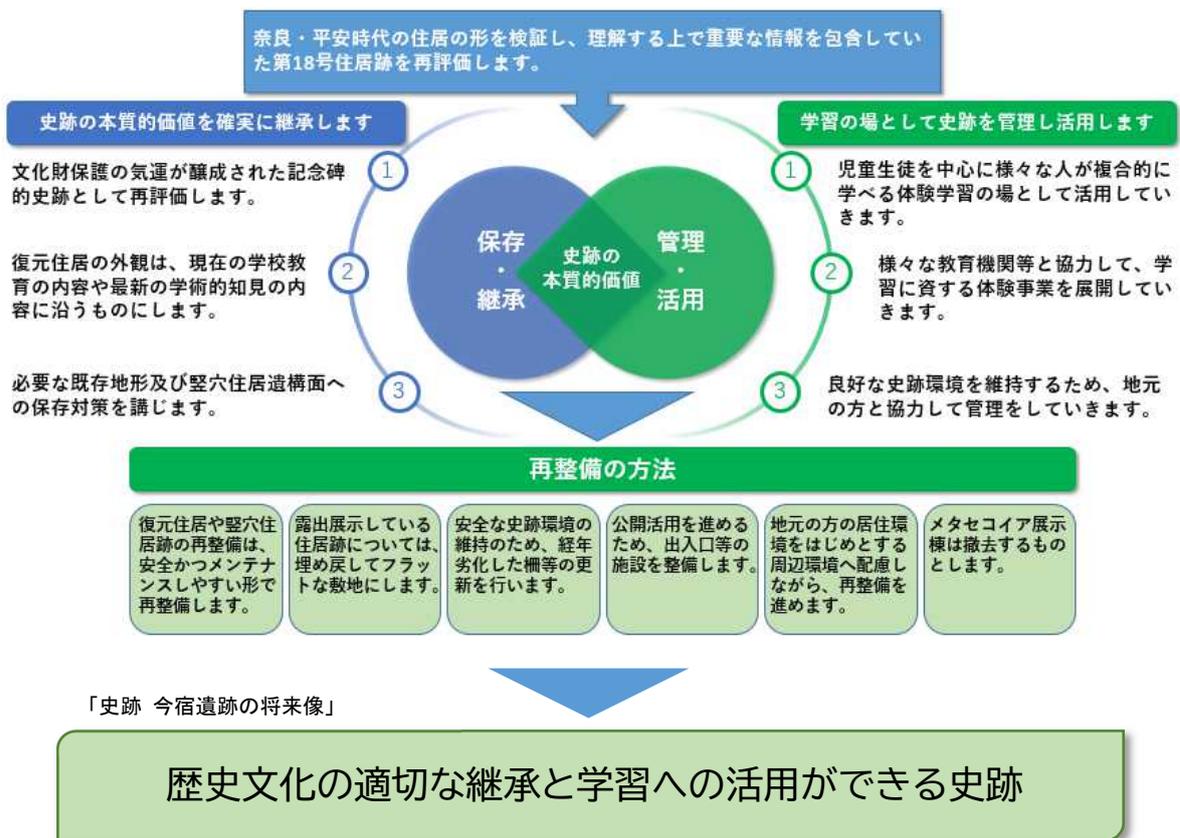


図 33 再整備基本計画のイメージ図

(2) 遺構とその周辺の再整備計画

史跡スペースへの出入りについては、日生第4公園との機能分離を前提に見学者の集散の場、あるいは体験学習を行う場として活用しやすくなるほか、公開活用を進める上で訪れる人々の印象に直接的に訴求する効果の高まりが見込まれるため、常時開放するものとします。

しかし、地元説明会の際に心配された安全面への配慮は、実態調査の結果からも必須であることが明らかであるため、事故等抑止を念頭にした抑制的な出入口を配置するものとします。史跡スペース内のゾーン区分、それらをつなぐ動線は、次のように整備するものとします。

ア ゾーン区分

(ア) 遺構整備ゾーン

本ゾーンは、第16号住居、第17・18号住居跡の整備を行います。整備手法は従来の整備意図を踏襲し、第16号住居は新たな視点からの復元整備とし、第17・18号住居跡は遺構保存を優先した盛り土による平面表示とします。なお、整備範囲は竪穴部及び周堤跡を含む範囲と見学に際し必要な建物廻りを対象とします。

(イ) 広場ゾーン

本ゾーンは、上記遺構整備ゾーンの東側と北側の園地を交流体験広場、西側を草地広場とした整備とします。

交流体験広場の結節点に史跡スペースへの出入口を整備し、広場は自然な活用と維持管理が比較的容易な芝生を張り、「原っぱ」化を目指します。草地広場は大きく低茎草地整備と管理駐車場を整備します。低茎草地は遺構ゾーンの西側とし、広場の整備手法は、より自然な景観を目指すため、東側の広場よりやや草丈のある自然草地として管理するものとします。なお、その際、自治会館との間に防草地帯を設けます。

管理駐車場は、定期的に行う史跡スペースの草地管理や施設管理に際し、その車両の一時駐車場として整備するものとします。その際に周辺道路での路上駐車の抑制を図るため、整備は芝生園地と一体化した形での整備とします。

イ 動線計画

史跡スペースへの導入動線は、北東から出入口の一か所とし、第18号住居跡整備付近からは自由動線とします。そのため遺構整備箇所の周辺には約3m程度の幅を持つ場を設けるものとします。



図 34 整備平面計画図

(3) 遺構保存に係る計画

現在整備されている3つの竪穴住居の床面と壁面は、当時の発掘調査で確認した面です。壁面は2段に分かれています。遺構保護が必要な床面と壁面は低い方の竪穴部になります。そのため、保存範囲は低い方の竪穴の床面から約350mmの範囲とします。ここからGLまでは覆土と推測され、発掘調査や開発時に何らかの作業が行われたことも想像されますが、その程度が不明瞭であるため、この間での必要な整備は最小限度の仕様とします。

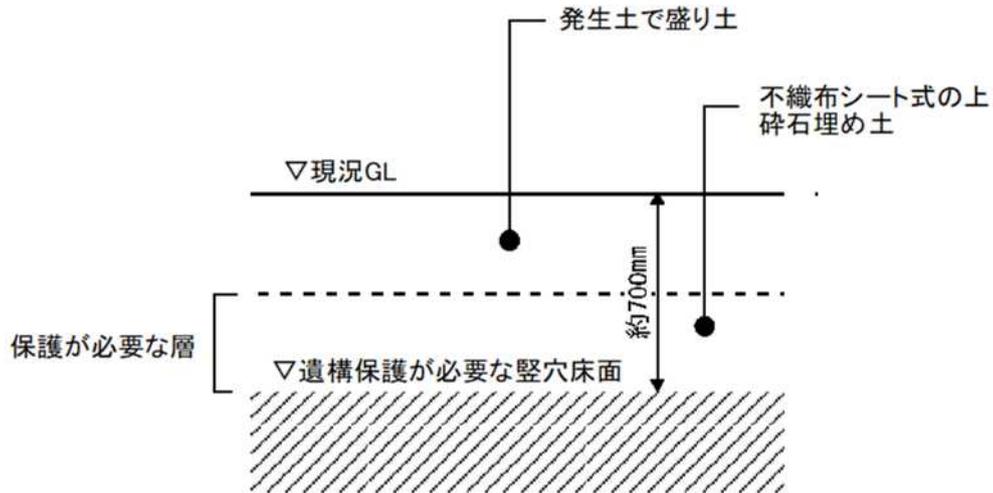


図 35 竪穴部における遺構面保護

(4) 地形に係る計画

現況地形の性格は、既存の図面情報のみでは判然としませんが、史跡スペース範囲は概ね平坦といえます。しかし、南側のみに擁壁があり、発掘調査当時の地形保存を行っていると思われることから、現況を活かした整備を目指します。



図 36 現況地形高

(5) 遺構に係る施設の再整備計画

遺構整備は最新の研究の成果に基づき、復元住居の形態の見直しを行います。当初整備された第16号住居跡からは、建材に係る遺物が検出されませんでした。しかし、同じ史跡スペース内に所在する第18号住居跡からは豊富な建材に係る遺物が確認されているため、本整備では第18号住居跡の出土状況等をもって復元検証を試みました。

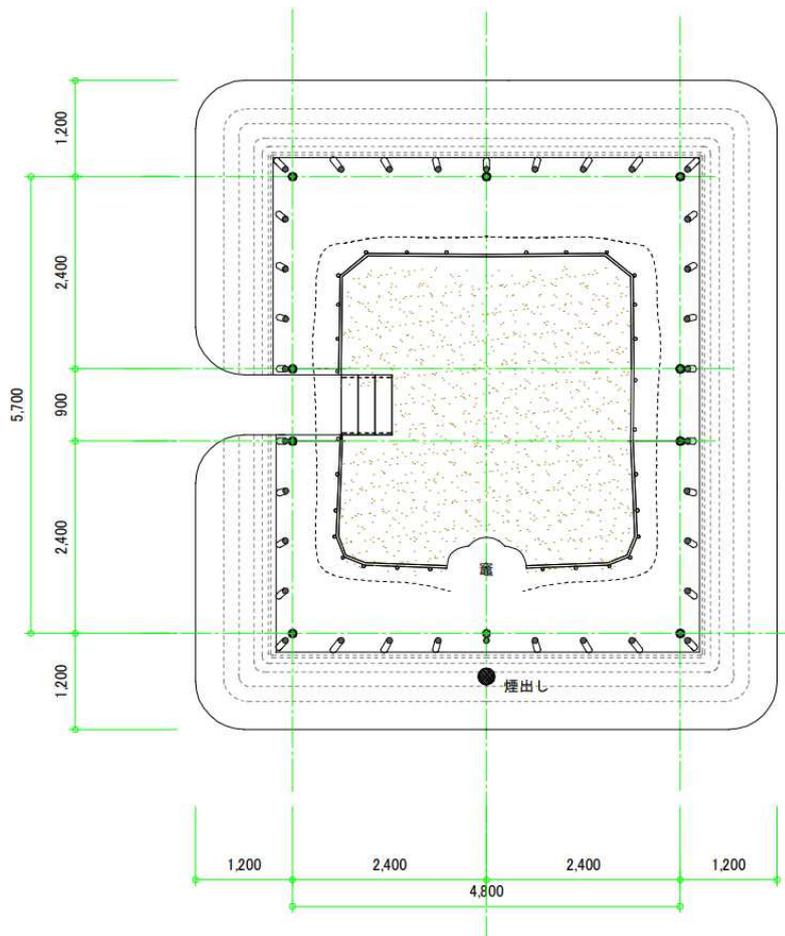
ア 復元住居

(ア) 第18号住居の復元検討結果を踏まえた第16号住居への置き換え

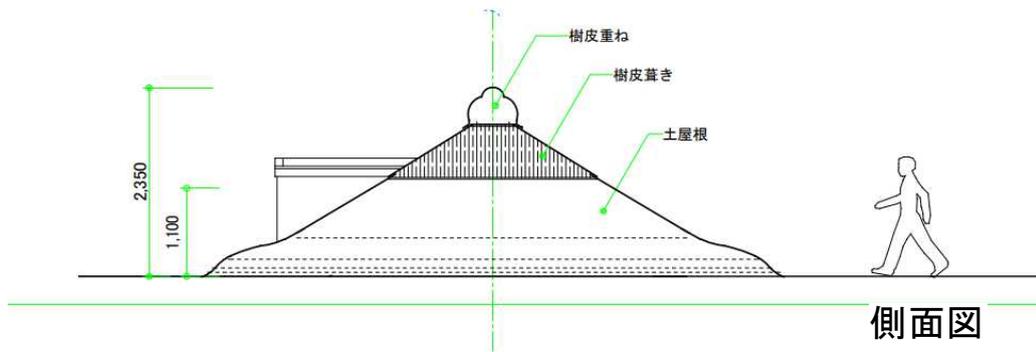
今回の再整備においては、3-(2)-イ-(カ) 復元住居の現在の学術的知見に基づく検討において、事前調査結果の県内検出の焼失住居の形態の傾向等を参考にしつつ、第18号住居跡の情報を再度精査し、建築から廃絶までのストーリーを作成しました。そしてそのストーリーを説明することができる屋外展示物を、初期整備時の意向を尊重し第16号住居跡の位置に作成します。そのため、第18号住居跡の検討結果を、第16号住居跡の規模や出土状況に合わせて置き換えると、第16号住居の形態は次に示す内容であったと考えられます。

- ・ 竪穴規模は東西4.4m、南北4.25m、掘り込みの深さは約70cmとなります。
- ・ 竪穴廻りに周堤を持ち、煙だし口はこの周堤内に設けられていたこととなります。
- ・ 出土状況から、カマドは東側、出入口は南側に設けられていたこととなります。
- ・ 入口には構築型ではない、可動のステップが設置されていたこととなります。
- ・ 壁溝の土壁側に支柱を打ち込み、壁板を屋内空間側に括り付けた後、土壁と壁溝の間は土等で埋められていたこととなります。
- ・ 竪穴内部に支柱はないため、第18号住居と同様に屋根は寄棟で扱首様の構造であったこととなります。
- ・ 屋根は土葺きとし、垂木尻側に厚く、棟側に向かって漸減する形で土を盛っていたこととなります。
- ・ 屋根の垂木尻は、周堤と屋根に乗せる土により固定される形態となります。
- ・ 屋根下地は小枝や樹皮等で下葺くこととなります。(ただし小枝や樹皮は出土していないため、あくまでも推定となります。)
- ・ 屋根勾配は概ね約35°の緩い勾配となります。

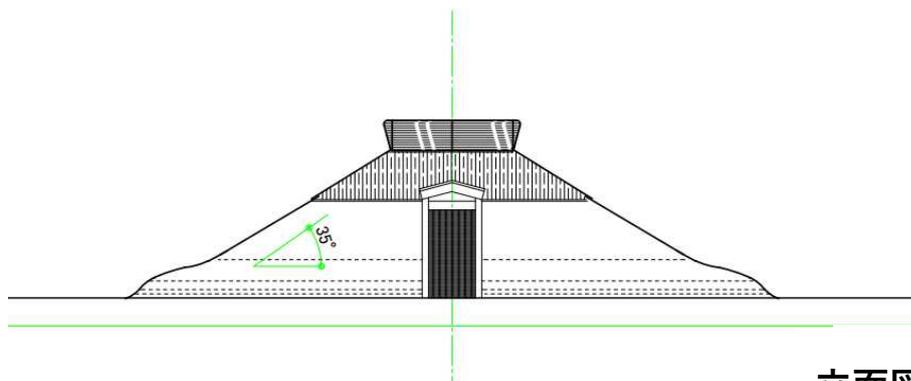
なお、本計画では、発掘調査の際に四隅で確認された浅く不定形な掘り込みは、その掘り方が壁溝と重なるような位置にあり、一般的な建物の柱位置と異なること、柱穴と推定したピットの直径が65cm、底径が32cmと大型であるにもかかわらず壁溝と同じ深さであり、柱を固定するには浅すぎることから、竪穴規模の設定の際に四隅のあたりとして掘られた痕跡であると解釈しました。



平面図

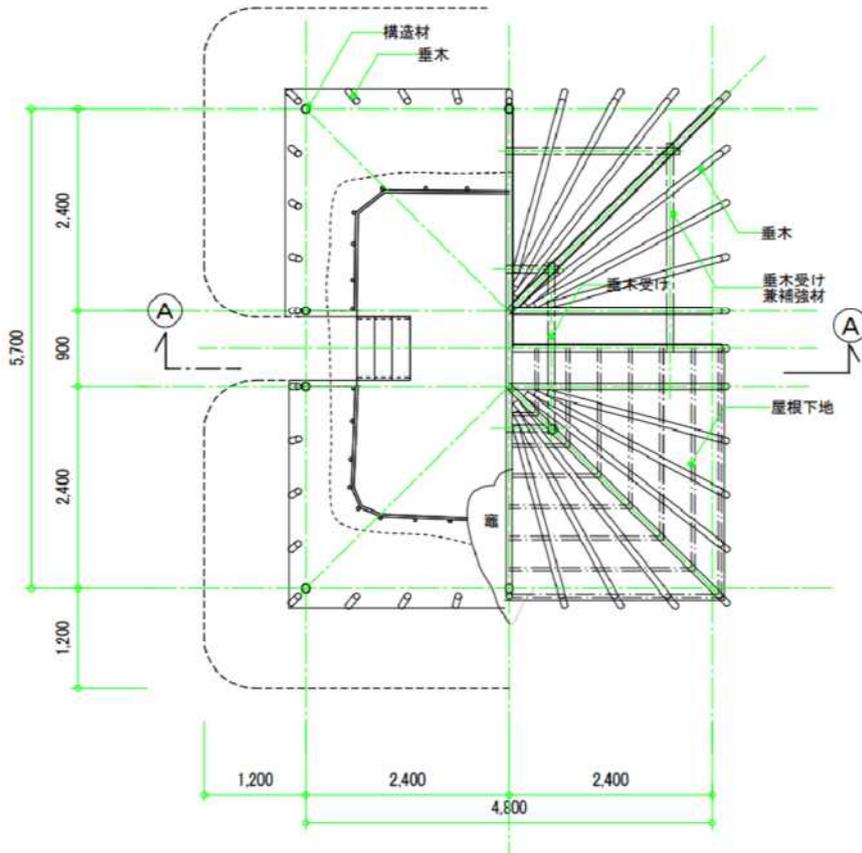


側面図

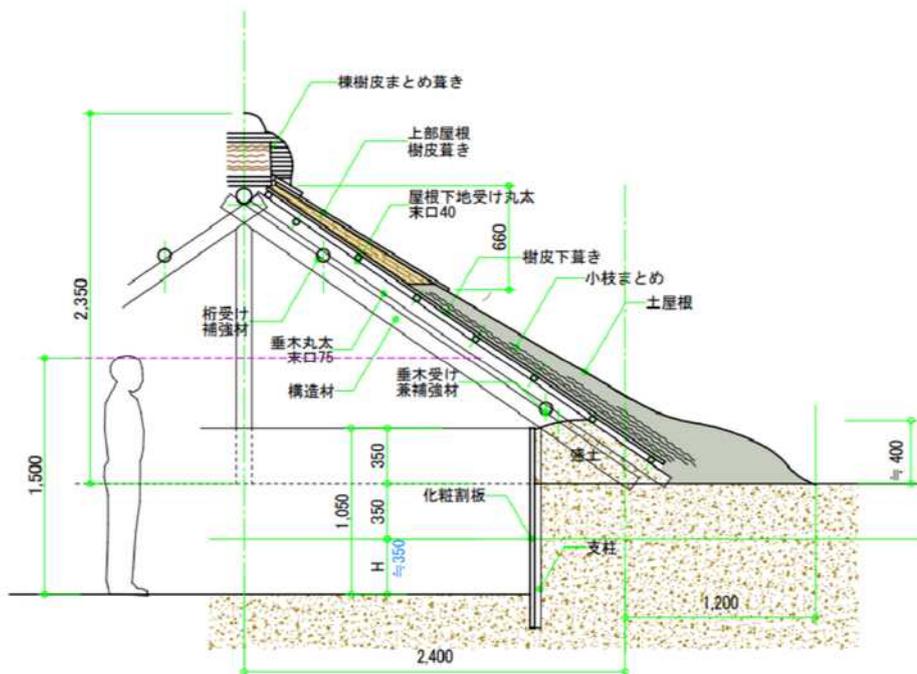


立面図

図 37-1 復元住居 立面図等



小屋組図



断面図

图 37-2 復元住居 小屋組、断面図

(イ) 第16号住居の整備

第16号住居の復元概要を前述のように考察しましたが、3-(1)課題で整理した通り、復元建物の維持において必要とされる茅葺き職人等の技術者や茅材の調達は、困難な状況が続いています。そのため、今後史跡の本質的な価値を減衰することなく、維持管理の計画が立てやすい整備手法として、次に示す3案を比較検討しました。その結果、表現性はやや劣るものの、公開時の安全性、維持管理、施工性に優位である第3案の仕様で実施することが適当であるものとししました。なお、復元住居は普段人が入らない展示物とし、復元した出入口は施錠するものとします。

表4 整備比較3案

復元手法名 /比較項目	1案 鉄骨基本構造 +本材使用の高耐久化	2案 RC造 +外部本材	3案 RC造 +外部モルタル造型
手法概要	ここでは基本構造は鉄骨等とし、垂木から本材使用するため、建物は最も復元らしい姿に見える、また周堤は改良土とする。 景観性 ■■■	基本構造をRC造とし、その上に本材(ここでは土、樹皮等)にて仕上げる。周堤部は左記同様で見学時は本材の素材感が感じられる。 景観性 ■■	基本構造をRC造とし、仕上げはすべて疑似モルタルを用い、素材感や色彩を考慮して仕上げる。周堤部はモルタル造型とする。 景観性 ■
特徴	高耐久化は当初材の乾燥と主に屋根部の防止シートや調湿材の敷設、その他雨水排水処理にて対応する。	外装仕上げ材の土、樹皮はRC造の上に被覆される。また内部には換気装置を設ける。	造型は手仕事であるため技術者選択が重要となる。また、見学に際しては素材感の違いが感じられる。
維持管理	土葺き屋根の雨水流失と草地生育への水供給、防水への相反する対策が必要となる。維持管理の頻度としては現在同様で10~15年となる。 容易性 ■	土葺き屋根に関しては、草地生育のため厚みを設け、かつ水の供給も必要となる点に課題が残る。草地となる屋根の維持管理が必要。 容易性 ■■	高い寿命(30年程度)であるが、紫外線や風化からの保護対策が必要、しかし、3案の中でもっとも維持管理が容易。 容易性 ■■■
施工性	工種のとりあいが多い 施工性 ■	土葺き屋根の水対策に難 施工性 ■■	工種のとりあいが少ない 施工性 ■■■
コスト比	工事費 ■	工事費 ■■	工事費 ■■■
課題	高耐久化と維持管理費用の双方に高いコストが必要。	草地となる屋根の雨水等の水の管理対策。	手仕上げの仕上げ管理。
必要技術	特に樹皮(茅)葺き技術。	左記同様。	特になし。
材等の調達	樹皮の調達と木材。	樹皮の調達のみ。	特に必要としない。
総評	6	8	10



図 38 2 案整備事例 中筋遺跡 3 号竪穴式住居（群馬県渋川市）



図 39 3 案整備類似事例 松ノ木遺跡（東京都杉並区）

イ 遺構表示

第17・18号住居跡は、経年劣化により竖穴の形状が変化し、正しく本来の姿が表現できていないことと、露出展示のため、遺構面の保護がほぼできていないことなどが課題となっています。しかし、遺存している可能性がある部分の保護措置はすべきであり、かつ今後経年変化の少ない形での遺構整備が、「後世に伝える」という当初整備の理念を継続する上で適切と考えます。

一方、ここに雨水が貯留浸透していることは敷地全体の保全にとっては良い効果となっており、透水性は保持すべきであることから、次のような整備手法を用いるものとします。

(ア) 第17号住居

竖穴住居の平面規模を表す学習の場とする。

- ・凹部は芝を残して不織布を敷き、碎石等で埋め戻して平坦化し、遺構の保護をします。
- ・隅丸形の竖穴を東西4.8m、南北4.4mの平面で表示します。また、平面表示には透水性の高いカラー舗装を採用し、カマドは色違いで表示します。
- ・遺構に負担が少ない舗装材（下層路盤200mm、表層50mm程度）とします。

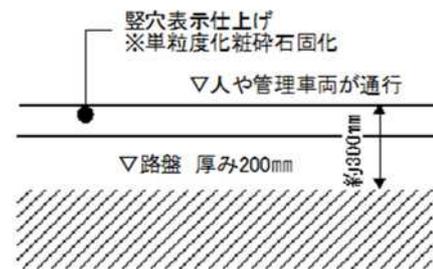


図40 住居跡表示例（青森市 高屋敷館遺跡）と舗装構成

(イ) 第18号住居

臨場感を持って建物復元等の体験学習を行う場とする。

- ・凹部は芝を残して不織布を敷き、碎石等で埋め戻して平坦化し、遺構の保護をします。
- ・ほぼ正方形の竖穴（東西3.18m、南北3.00m）を中心に周囲約2mを復元時の平面範囲と想定し改良土で表現するものとします（これによって、この厚さ約35cm～40cmの改良土の深さまでは、遺構に配慮しつつ、擬似発掘体験学習等の事業が行えるようになります）。



図41 体験学習例（出典：北杜市埋蔵文化財 情報WEB）と改良土埋め戻し

ウ メタセコイア古木株

メタセコイア古木株は、3-(2)-ウの調査結果を受けて、廃棄するものとします。なお、それに伴い、メタセコイア展示棟は撤去し、奈良・平安時代の史跡展示としての顕在化を図るものとします。

(6) その他諸施設等の再整備計画

ここでは、遺構整備ゾーン、広場整備ゾーンの整備内容のうち、次の整備仕様を整理します。

ア 園路広場

仕様の対象は次の通りとします。

(ア) 遺構整備ゾーン 遺構整備箇所周辺の舗装



図 42 透水性カラーサンドによる舗装

遺構整備の周辺部は、遺構見学のための園路（幅員約2~3m）を整備するものとします。この見学園路の仕様は、第17号住居跡の舗装材と同様に透水性をもち、その色彩は「土」をイメージするものとします。また、十分な路盤の厚さにより草木類の進入を抑制するものとします。（例：伊勢崎市いせさき市民の森）

(イ) 広場整備ゾーン 交流体験広場



図 43 土が見え隠れする原っぱのイメージ

本広場は「原っぱ」をイメージするものとします。「原っぱ」の構成は既存土と少しの碎石を混合転圧した裸地とし、その周囲を張芝とします。ゾーン内の区分は南東部を「原っぱ」、北側等を芝生（草地）園地とします。

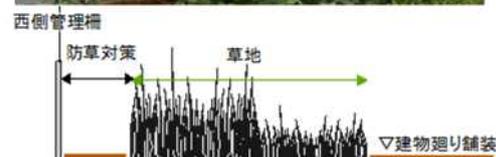
(ウ) 広場整備ゾーン 芝生（草地）広場



図 44 芝生（草地）広場と防草対策

本広場は、自然を感じることができる場をイメージするものとします。第二の交流体験広場としても使えるように、芝生（草地）園地とします。

なお、自治会集会所との間には縁板や一部舗装等により防草帯を設けるものとします。



イ 管理施設整備

管理施設として、広場整備ゾーンの北東側に史跡スペースへの出入口、北西側に管理車両の一時駐車を設けるものとします。また、景観の調和を目的として、史跡スペース・日生きやま台自治会集会所・日生第4公園に設置された管理柵の更新を行うものとします。

(ア) 史跡スペースへの出入口



図 45 出入りを抑制するラウンドゲートの整備

出入口は、通行の安全性の確保、自転車等の進入抑制が図れるほか、車椅子等が通ることができる機能とします。

また、わかりやすい進入位置を示すことができるように、遺構整備等と色彩や素材感の異なる自然石舗装とします。

(イ) 管理車両の一時駐車場



図 46 芝生の駐車場の整備

ここを利用する車両は、普通乗用車、軽トラックまたは2tショートとし、一時駐車場の規模は、間口2.5~3m、奥行き5m程度とします。駐車場は碎石路盤を設けた芝生を張るものとします。

また、出入りのため、駐車場の前には管理柵扉（内開き・施錠付）を設けるものとします。

(ウ) 管理柵



図 47 メッシュフェンスの整備

既存ネットフェンスを人が乗り越えにくい高さである1.1m程度のメッシュフェンスに更新するものとします。

また、景観の統一性を考慮し、日生第4公園のフェンス全体を同時に更新するものとします。

(エ) 防犯設備



図 48 防犯カメラの整備

復元住居の設置後の状態を確認するため、防犯カメラを設置し、管理者が定期的に確認するものとします。

なお、給電は、ソーラー発電等によるものとします。

ウ 解説案内板整備

解説案内板は、次の内容と仕様にて、史跡スペース内の要所に設置するものとします。なお、整備した復元住居への視界を妨げない形態や位置とし、印刷表示は高耐候性能（耐候年数表示 10 年以上）とします。

表 5 設置種別と内容・形態

種別	内容	配置	形態と仕様
記念碑	既存石碑	広場整備ゾーンの東側の芝生地内	既存形態のまま移設
遺跡全体案内板	今宿遺跡についての概要説明 ・遺跡の性格 ・範囲・主な遺構や遺物 ・周辺の歴史案内	遺跡整備ゾーンの中央部	斜め型タイプ 表示サイズ≒900×500 H=1000 程度（同タイプはすべて H=1000）
史跡公園案内板	整備内容について ・史跡指定と整備 ・整備の配置図	遺跡整備ゾーンの中央部	斜め型タイプ 表示サイズ≒600×500
個別解説板	住居毎の解説 ・第 16 号住居復元整備の解説 ・第 17 号竪穴住居は名称と規模のみ ・第 18 号住居の発掘調査情報	遺跡整備ゾーンの中、各遺構整備箇所	斜め型タイプ 表示サイズ≒500×500 表示サイズ≒300×200 表示サイズ≒500×500



図 49 配置図



1200×600 サイズの解説案内板と石材展示
 (例：所沢市 砂川遺跡)



600×600 サイズの解説案内板
 (例：樋川市 道しるべ)



既存の記念碑 史跡スペース内に移設

図 50 解説案内板 整備事例

(7) 保存・継承・管理・活用計画

狭山市教育委員会は、史跡の管理者として文化財保護法に基づく保護を行うにあたり、必要となる措置を行うこととなります。史跡の本質的な価値の保存・継承及びそのために必要となる整備については、今後も文化財保護担当課である社会教育課が主体となって、狭山市文化財保護審議会や埼玉県文化財担当部局、及びその他の学識経験者に相談し、助言を得、関係部局との調整を図り、事業を進めるものとします。

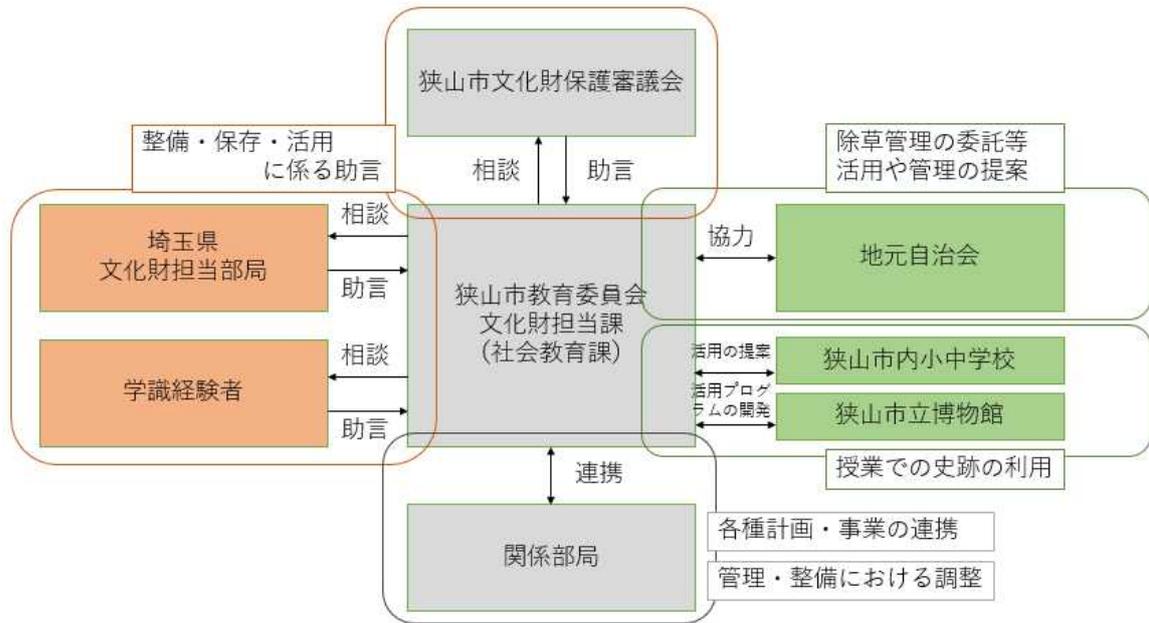


図 51 管理・活用体制のイメージ

史跡の管理も、従来のとおり、社会教育課が中心となって担当し、地元自治会や有志の市民と協力して行うものとし、閑静な住宅街の中にある地元の史跡を共に保護し、史跡の価値を高めていくと姿勢を共有するものとします。また、地元自治会や有志の市民の皆様には、普段の史跡の見守りと、不測の事態が発生した際に管理者へご連絡を頂くことを期待します。

史跡の活用は、社会教育課が博物館その他教育機関と協力して、学校教育に活かせる時勢に合わせた体験事業等を実施するものとし、中長期視点においては、公民館等の関係部局を巻き込んだ、大きな枠組でまちづくり・地域づくりとして取り組むことができる可能性も視野に入れて、事業を進めるものとします（表6）。なお、管理・活用の短・中・長期の計画は、表7に示した内容を基本とします。



博物館事業

工作事業：今宿住居模型を作ろう



現地事業

体験事業：住居骨格を建てよう



現地事業

体験事業：擬似発掘体験（開発中）



現地事業

体験事業：火起こし体験

図 52 各種活用事業のイメージ

表 6 管理・活用の方法

管理・活用	担う団体 (◎主管)
史跡の管理	
文化財保護担当課である社会教育課が史跡の管理者として管理するものとします。	◎社会教育課
管理者は、学術的な内容の検討や工作を伴う事柄について、狭山市文化財保護審議会や埼玉県文化財保護担当部局及びその他の学識経験者等に相談し、助言を得、関係部局との調整を図り、事業を進めるものとします。	
管理者は、史跡の点検を定期的に行うものとします。	
管理者は、地元自治会や有志の市民等と協力して除草管理を定期的に行い、史跡の良好な環境の保全に努めるものとします。	◎社会教育課 地元自治会
管理者が史跡に係る重要な事態等の連絡を受けたときや、史跡の管理について疑義が生じたときは、管理者が必要に応じて地元自治会等とは協議等を行い、対応するものとします。	有志の市民等
地元自治会や有志の市民の皆様には、普段の史跡の見守りと、不測の事態が発生した際に管理者へご連絡を頂くことを期待します。	地元自治会 有志の市民等
史跡の活用	
工事着手直前に地元の方を主な対象にした現地説明会を実施するものとします (人数制限有)。	◎社会教育課 地元自治会
工事完了後に広く市民を対象にした記念現地説明会を実施するものとします (人数制限有)。	公民館
住宅街の居住環境に大きな影響が出ないように活用を進めるものとします。	
メディア等に掲載をする際は、過度の現地誘導は控え、ルールとマナーを守った見学等がなされるよう、周知するものとします。	
博物館その他各種教育機関と協力して再整備した復元住居や広場を活用して、現地説明会や体験講座等を実施するものとします。	◎社会教育課 博物館 各種教育機関
博物館その他各種教育機関と協力して新しい活用方法を模索するものとします。	◎社会教育課 博物館 各種教育機関
地域学習を促進・発展させる場として活用する方法を模索するものとします。	◎社会教育課 博物館
周辺の歴史・文化資源と共に散策や生涯学習活動の場としての活用方法を模索するものとします。	◎社会教育課 有志の市民等

表7 管理・活用の計画

	短期					中期				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
遺構に係る施設の再整備		工事	初期経過確認				(修繕)	(修繕後経過確認：随時)		
その他諸施設等の再整備		工事	初期経過確認				(修繕)	(修繕後経過確認：随時)		
新しい史跡の管理						内容更新				
新しい史跡の活用						内容更新				
計画の見直し					保存・活用	(整備)				保存・活用

	長期									
	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年	令和19年	令和20年	令和21年	令和22年	令和23年
	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)	(2036)	(2037)	(2038)	(2039)	(2040)	(2041)
遺構に係る施設の再整備		(修繕)	(修繕後経過確認：随時)				(修繕)	(修繕後経過確認：随時)		
その他諸施設等の再整備		(修繕)	(修繕後経過確認：随時)				(修繕)	(修繕後経過確認：随時)		
新しい史跡の管理	内容更新					内容更新				
新しい史跡の活用	内容更新					内容更新				
計画の見直し	(整備)				保存・活用	(整備)				保存・活用

(8) 再整備事業計画

再整備事業計画は、令和4年度を初年度とし、再整備基本計画策定及び実施設計を行い、次年度の令和5年度に再整備工事を実施する予定とします。工事期間は今後の詳細設計によりますが、既存構築物の撤去等の作業もあるため、概ね6ヵ月程度が想定されます。

また、工事場所が住宅街となるため、より慎重な工事進行が必要となります。特に設計において反映させる点としては、閑静な住宅街の中での工事であることを踏まえた工事進行、工事工種に応じた仮設計画の検討、通学路が周辺に設定されていることを踏まえた工事車両等の搬入ルート of 安全を担保、関係車両の駐車場所及びスケジュール等について十分な検討を行い、工事の仕様に必要事項を加えるものとします。

表 8 進行状況と予定

令和 4 年	6 月	<input checked="" type="checkbox"/> 特別（学術）講演 1「今宿遺跡と奈良・平安時代の住居」（博物館連携事業）
	7 月	<input checked="" type="checkbox"/> 地域住民等に向けた再整備事業に係る周知 ・公園内メタセコイア展示棟に事業周知の A0 ポスターを掲出。 ・日生さやま台自治会内（38 班）に事業周知のチラシを回覧。
		<input checked="" type="checkbox"/> 基本整備計画の策定及び工事設計業者の選定、計画策定着手
	8・9 月	<input checked="" type="checkbox"/> 学術的検討
	10 月	<input checked="" type="checkbox"/> 学術的検討内容のとりまとめと助言によるブラッシュアップ
	11 月	<input checked="" type="checkbox"/> 文化財保護審議会 <input checked="" type="checkbox"/> 地域住民等に向けた基本整備計画の素案の説明会 <input checked="" type="checkbox"/> 特別（学術）講演 2「古建築の復元」（27 日：博物館）
令和 5 年	1 月	<input checked="" type="checkbox"/> 冬期企画展「拓く人々ー狭山の奈良・平安ー」（博物館共催事業） <input checked="" type="checkbox"/> 特別（学術）講演 3「奈良・平安の狭山」（22 日：博物館）
	2 月	<input checked="" type="checkbox"/> 基本計画の策定
	3 月	<input checked="" type="checkbox"/> 工事設計の着手 <input type="checkbox"/> 工事設計書の完成
	5 月	<input type="checkbox"/> 工事業業者の選定
	7 月	<input type="checkbox"/> 地域住民等に向けた今宿遺跡に係る講座（広瀬公民館）
	8 月	<input type="checkbox"/> 工事着手
	12 月	<input type="checkbox"/> 完成、記念講演会、体験事業等

今宿遺跡復元住居等の再整備基本計画

発行日：令和 5 年 3 月

発行：狭山市教育委員会

編集：狭山市教育委員会 生涯学習部 社会教育課

埼玉県狭山市入間川一丁目 23 番 5 号

電話 04-2946-8594（ダイヤルイン）

mail:shakyo@city.sayama.saitama.jp